

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【事業年度】	第43期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社 日本医療事務センター
【英訳名】	N.I.C.Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 純一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地
【電話番号】	03（3864）3311（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 古屋 康夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地
【電話番号】	03（3864）3311（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 古屋 康夫
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高	千円	65,282,292	69,636,487	64,213,083	58,376,085	57,991,725
経常利益	〃	2,056,518	2,761,077	1,173,695	2,536,217	2,453,470
当期純利益	〃	419,335	1,389,292	308,800	1,355,130	1,122,038
包括利益	〃	—	—	—	—	1,063,990
純資産額	〃	16,950,328	17,364,040	17,026,891	18,170,269	18,952,436
総資産額	〃	28,908,741	28,892,158	25,298,959	26,745,896	25,529,217
1株当たり純資産額	円	1,453.40	1,512.40	782.62	834.84	871.85
1株当たり当期純利益	〃	36.65	122.36	13.74	62.42	51.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	36.64	—	—	—	—
自己資本比率	%	57.15	59.41	67.15	67.77	74.15
自己資本利益率	〃	2.54	8.25	1.81	7.72	6.06
株価収益率	倍	25.51	7.78	31.30	6.09	7.31
営業活動によるキャッシュ・フロー	千円	2,013,666	1,622,677	2,210,555	1,870,892	411,717
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△689,322	△1,072,348	△860,046	1,262,994	△725,728
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	470,009	△873,051	△982,718	△652,894	△427,735
現金及び現金同等物の期末残高	〃	4,802,260	4,473,897	4,842,209	7,344,611	6,602,866
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	13,256 [11,458]	13,882 [11,790]	13,990 [11,977]	14,317 [12,076]	13,913 [11,642]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第40期平成20年3月期、第41期平成21年3月期、第42期平成22年3月期及び第43期平成23年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		第39期 平成19年3月	第40期 平成20年3月	第41期 平成21年3月	第42期 平成22年3月	第43期 平成23年3月
売上高	千円	41,413,829	45,169,529	47,081,267	48,387,391	47,369,185
経常利益	〃	1,587,940	1,905,757	675,662	2,238,211	2,106,121
当期純利益又は当期純 損失(△)	〃	△489,690	935,417	543,961	1,692,845	972,701
資本金	〃	6,184,413	6,184,413	6,184,413	6,184,413	6,184,413
発行済株式総数	株	12,400,689	12,400,689	23,801,378	23,801,378	23,801,378
純資産額	千円	15,765,931	15,963,615	16,023,462	17,503,338	18,136,169
総資産額	〃	22,868,144	22,416,305	23,183,607	24,865,460	23,518,380
1株当たり純資産額	円	1,386.14	1,404.45	736.39	804.13	834.26
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配 当額)	〃 (〃)	20.00 (-)	24.00 (8.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	〃	△42.80	82.38	24.20	77.97	44.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	〃	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	68.9	71.1	69.0	70.2	77.0
自己資本利益率	〃	△3.03	5.90	3.41	10.12	5.47
株価収益率	倍	—	11.56	17.77	4.87	8.44
配当性向	%	—	29.13	49.59	15.39	26.79
従業員数 [外、平均臨時雇用者 数]	人	10,649 [9,325]	11,244 [9,724]	11,767 [10,058]	11,917 [10,091]	11,498 [9,634]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第40期平成20年3月期、第41期平成21年3月期、第42期平成22年3月期及び第43期平成23年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第39期平成19年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第39期平成19年3月期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 平成20年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。
6. 平成20年12月19日付で、自己株式の消却を行ったため、発行済株式総数は1,000,000株減少しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和40年10月	医療事務管理者養成のための通信教育事業等を目的として日本医療経営協会（個人経営）を創業。
昭和43年10月	資本金250千円の株式会社日本医療経営新社に改組、本社を東京都台東区東上野に置く。
昭和44年6月	医療機関の医療費請求を含む医療事務処理の請負事業を目的として関係会社 株式会社医療事務研究センター（資本金5,000千円）を設立。
昭和44年11月	関西支社開設。
昭和45年3月	中京支社開設。
昭和47年4月	医療事務通学教育を開始。
昭和49年10月	事業多角化及び経営の効率化のため関係会社 株式会社医療事務研究センターを吸収合併（合併比率1：1）。
昭和55年10月	日本医療歯科助手学院の名称で歯科助手通学講座（1年制）を開設。
昭和55年11月	株式会社日本医療事務センターに商号を変更。
昭和58年6月	日本医療事務センター新潟株式会社に新潟県における営業を譲渡。
昭和58年8月	西東京支社開設。
昭和59年3月	本社を東京都台東区台東に移転。
昭和59年4月	日本医療情報学院の名称で医科医療事務オペレータ通学講座（1年制）を開設。
昭和61年7月	労働者派遣法の施行と同時に医療関連業務の人材派遣事業について労働大臣許可を取得。
昭和62年4月	医療秘書通学講座（2年制）を開設、日本医療歯科助手学院と日本医療情報学院を統合し、日本メディカルビジネスカレッジに改称。
平成4年11月	日本証券業協会より店頭登録銘柄として承認。
平成5年2月	調剤薬局事業を営む子会社を設立し、調剤薬局事業を開始。
平成8年7月	本社を現在地（東京都千代田区神田佐久間町）に移転。
平成9年4月	調剤薬局事業を営む子会社4社が合併し、社名を株式会社ファークスとする。
平成9年7月	レセプト点検請負のため子会社株式会社エム・エム・エス（資本金10,000千円）を設立。
平成9年8月	訪問医療専門医の運営支援のため子会社日本健康機構株式会社（資本金30,000千円）を設立。
平成10年1月	ホームヘルパー養成講座（2級課程）を開設。
平成11年1月	訪問介護ステーションを台東区に開設。
平成12年3月	有料職業紹介所NIC転職支援センターを開設。
平成12年3月	東京支社でISO9001、9002の認定を受ける。
平成12年10月	日本ヘルスケアテクノ株式会社の第三者割当増資を全額引受け、当社の子会社とする。
平成12年10月	滅菌事業を営むメディカル・システム・サービス株式会社に資本参加を行い、当社の関連会社とする。
平成13年9月	当社の主たる事業である医療関連受託事業（全国各拠点）においてISO9001の認定を受ける。
平成14年11月	東京都認証保育所を江戸川区に開設し、保育事業を開始。
平成14年12月	医療施設の経営コンサルティングを営むホーメイション株式会社に資本参加を行い、当社の関連会社とする。
平成14年12月	株式会社東京証券取引所市場第二部上場。
平成15年3月	当社の事業である教育事業・介護事業においてISO9001の認定を受ける。
平成15年3月	東京都台東区元浅草にNIC上野ビルを新設。
平成15年4月	診療報酬請求事務技能の認定業務を営む株式会社技能認定振興協会（資本金10,000千円）を設立。
平成15年5月	医療施設及び経営に係る総合コンサルティング業務を営む株式会社ホスピタルマネジメント研究所（資本金50,000千円）を設立。
平成15年6月	医療関連受託事業、教育事業を営む日本医療事務センター新潟株式会社の全株式を取得し、当社の子会社とする。
平成16年3月	当社の主たる事業である医療関連受託事業において、院内物流管理サービス及び看護補助サービスのISO9001拡大認定を受ける。
平成16年4月	日本医療事務センター新潟株式会社を吸収合併。
平成16年4月	東京都世田谷区祖師谷にNIC成城ビルを新設。

年月	事項
平成16年7月	医療関連受託事業を営む株式会社アイ・エム・ビー・センターの株式を取得し、当社の子会社とする。
平成17年3月	株式会社ホスピタルマネジメントの全株式を売却。
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会（J I P D E C）より、プライバシーマーク認定取得。
平成18年6月	日本ヘルスケアテクノ株式会社の全株式を譲渡。
平成19年9月	日本健康機構株式会社を解散。
平成19年12月	メディカル・システム・サービス株式会社の全株式を譲渡。
平成20年11月	株式会社エム・エム・エスを解散。
平成21年3月	東京都千代田区神田富山町にN I C 神田ビルを取得。
平成21年5月	株式会社ファーコスの全株式を株式会社スズケンに譲渡。

3【事業の内容】

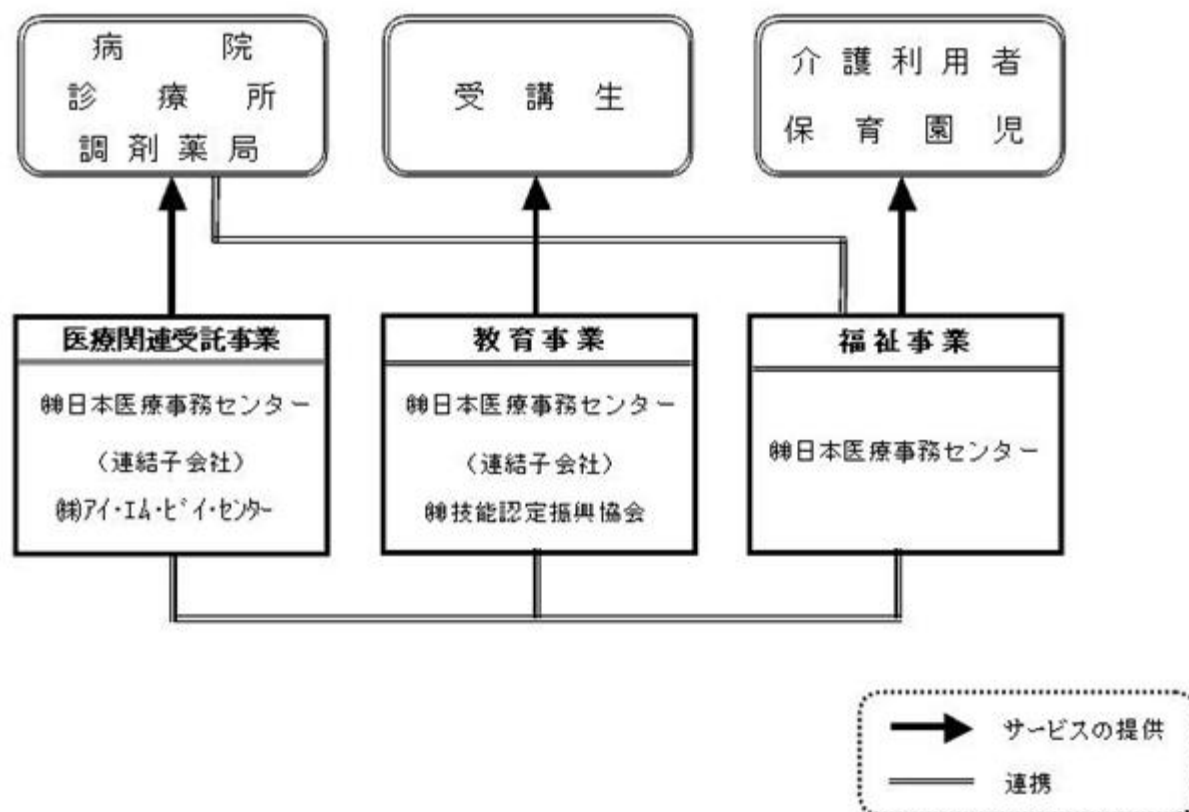
当社グループは、当社（株式会社日本医療事務センター）及び連結子会社2社により構成されており、その主な事業内容及び当社と各関係会社の当該事業に係る位置付けは次の通りであります。

なお、次の4部門は「第5 経理の状況 1. (1)連結財務諸表 注記」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

- (医療関連受託事業) 当社及び連結子会社である株式会社アイ・エム・ビー・センターの主たる業務であり、その内容は、受付、会計、診療報酬請求業務等医事業務の受託・人材派遣、医療機関に対するコンサルティング等であります。
- (教育事業) 当社において、医療事務等の医事関連講座及びホームヘルパー等の福祉関連講座の運営を中心に教育事業を展開しております。連結子会社の株式会社技能認定振興協会では、診療報酬請求事務技能等の認定業務を行っております。
- (福祉事業) 当社において、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援、福祉用具の貸与・販売、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護等の介護事業及び保育事業を行っております。
- (その他) 当社及び連結子会社である株式会社アイ・エム・ビー・センターにおいて、不動産賃貸業務等を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次の通りであります。

N I Cグループ



(注) 1. 上記の他、持分法非適用関連会社として、ホーメーション株式会社があります。

2. 当社の連結子会社であります株式会社アイ・エム・ビー・センターは、平成23年2月1日付で同社の100%出資子会社でありました株式会社ユニコーンを吸収合併いたしました。

4【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
株式会社アイ・エム・ ・ビー・センター (注2、3)	大阪府大阪市 北区	90,000	医療関連受託事業	100.00	当社が人材を派遣
株式会社技能認定振 興協会	東京都千代田 区	10,000	教育事業	100.00	当社が事務の一部 を受託 役員の兼任有り

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 当社の連結子会社でありました株式会社ユニコーンは、平成23年2月1日付でその親会社であります株式会社アイ・エム・ビー・センターに吸収合併されました。

3. 株式会社アイ・エム・ビー・センターについては、売上高（連結相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等は以下のとおりです。

	株式会社アイ・エム・ビー・センター
(1)売上高 (千円)	10,175,713
(2)経常利益 (千円)	330,660
(3)当期純利益 (千円)	163,447
(4)純資産額 (千円)	1,204,286
(5)総資産額 (千円)	2,348,310

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
医療関連受託事業	13,052 (10,155)
教育事業	67 (11)
福祉事業	660 (1,471)
報告セグメント	13,779 (11,637)
その他	3 (-)
全社（共通）	131 (5)
合計	13,913 (11,642)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート社員数は（ ）内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
3. 従業員数（パート社員を含む）が前連結会計年度末に比べ838人減少したのは、主に医療関連受託事業における労働者派遣契約の見直しに伴う社員の退職によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
11,498 (9,634)	37.6	9.9	4,730,000

セグメントの名称	従業員数（人）
医療関連受託事業	10,642 (8,147)
教育事業	62 (11)
福祉事業	660 (1,471)
報告セグメント	11,364 (9,629)
その他	3 (-)
全社（共通）	131 (5)
合計	11,498 (9,634)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート社員数は（ ）内に年間平均人員を外数で記載しております。
- 当社の従業員は、本社・事業部・支社従業員（以下「事務職員」という）と医療機関（病院・診療所）内で勤務する常勤・パート社員及び介護・保育事業に従事する常勤・パート社員（以下「現業社員」という）に大きく分類され、現業社員の給与は全額売上原価に計上されております。
- 事務職員と現業社員では、勤務体系や給与体系が異なるため、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与に関して両者を合算して算出することは合理的ではないことから、事務職員759人について表示してあります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
4. 従業員数（パート社員を含む）が前事業年度末に比べ876人減少したのは、主に医療関連受託事業における労働者派遣契約の見直しに伴う社員の退職によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は平成11年4月21日に結成され、「日本医療事務センター労働組合」と称し、ゼンセン同盟に加盟しております。

なお、労使関係は極めて良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益が改善し、設備投資は持ち直しているものの、東日本大震災の影響が懸念されるほか、失業率が高水準にある等依然として厳しい状況となりました。

当社の主たる事業領域である医療関連業界におきましては、昨年4月に10年ぶりとなる診療報酬のプラス改定が行われたものの、医療機関の厳しい状況は継続し、病院の効率化・合理化への取組みが求められています。一方、福祉関連業界におきましては、政府主導による介護職員の雇用支援が奏功し、介護職員の確保は改善することが期待されます。

このような企業環境の中、当社グループでは、福祉事業において継続した営業力の強化により、介護利用者数の増加に努めるとともに、教育事業において公共職業訓練の受託を推進してまいりました。また、医療関連受託事業では既存顧客である医療機関に対して取引拡大に注力したほか、労務管理の徹底に努めてまいりました。

しかし、医療関連受託事業における労働者派遣契約の見直しに伴う契約終了のマイナス影響や、福祉事業における拡大戦略に伴う新規事業所の開設等により先行費用が発生したことで、当社グループの業績は減収・減益となりました。

また、前連結会計年度に係会社株式売却益（674百万円）を特別利益に計上した影響や、派遣契約の終了となる社員への特別退職一時金等の支払いにより、特別退職金128百万円を特別損失に計上したことで、当期純利益の減益幅が拡大しております。なお、東日本大震災の影響は軽微でありました。

以上の結果、売上高は57,991百万円（前連結会計年度比0.7%減）、営業利益は2,332百万円（同4.7%減）、経常利益は2,453百万円（同3.3%減）、当期純利益は1,122百万円（同17.2%減）となりました。

セグメントの業績は次の通りです。

当社グループは、当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

なお、以下に記載される各セグメントの前連結会計年度比増減率については、比較のため過年度の実績を組替えた数値を元に算出しております。

①医療関連受託事業

既存顧客である医療機関への取引拡大や新規受託の獲得に努めるとともに、医師が作成するカルテや診断書等の作成を補助する医師事務作業補助業務や、DPC／PDPs（入院費用の定額払い制度）関連業務等の医事周辺業務の拡充を図ってまいりました。また、労務管理を更に徹底して業務の効率化に努めてまいりました。

しかし、労働者派遣契約の見直しに伴う契約終了の影響が大きく、減収・利益横ばいとなりました。

以上の結果、売上高は49,903百万円（前連結会計年度比1.7%減）、セグメント利益は3,840百万円（同0.8%減）となりました。

②教育事業

公共職業訓練の受託推進と受託に伴う体制強化により、医療関連の公共職業訓練の受託が好調に推移しました。また、診療報酬改定に伴う関連図書や接遇関連図書等の販売も順調に推移し、売上に寄与しました。このほか、効率的な教室運営によるコストの合理化を図りました。

一方、医療事務講座・ホームヘルパー2級養成講座等の受講者数は、当社の公共職業訓練の受託推進に伴い既存教室での開講数が減少したことや、また職業訓練の多様化により公共職業訓練への利用が増えたこともあり、受講者数が低迷したことで減益となりました。

以上の結果、売上高は2,181百万円（同1.3%増）、セグメント利益は126百万円（同16.9%減）となりました。

③福祉事業

引続き営業活動の強化を行ったことで、訪問・通所介護を中心に既存事業所における介護利用者数が増加し、売上高は順調に推移しました。一方、利益面においては、新規事業所の開設等事業拡大に伴う費用が増加した影響で、減益となりました。

なお、当連結会計年度において、訪問介護1ヵ所、通所介護（デイサービス）3ヵ所、短期入所生活介護（ショートステイ）1ヵ所、居宅介護支援2ヵ所、小規模多機能型居宅介護1ヵ所、保育1ヵ所の計9事業所を開設しております。

以上の結果、売上高は5,667百万円（同8.8%増）、セグメント利益は58百万円（同76.3%減）となりました。

④その他

主に賃貸収入等により、売上高は238百万円（同3.8%減）、セグメント利益は117百万円（同32.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ、741百万円減少し、6,602百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は411百万円（前連結会計年度比78.0%減）となりました。これは、法人税等の支払額1,752百万円、未払消費税等の減少額422百万円、未払金の減少額368百万円等により資金の減少がありましたが、税金等調整前当期純利益2,208百万円、減価償却費442百万円、売上債権の減少額339百万円等による資金の増加が主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は725百万円（前連結会計年度は1,262百万円の獲得）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出739百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は427百万円（前連結会計年度比34.5%減）となりました。これは、主に配当金の支払額260百万円、長期借入金の返済による支出90百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	前年同期比(%)
医療関連受託事業（千円）	49,903,804	98.3
教育事業（千円）	2,181,612	101.3
福祉事業（千円）	5,667,973	108.8
報告セグメント計（千円）	57,753,390	99.4
その他（千円）	238,334	96.2
合計（千円）	57,991,725	99.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3【対処すべき課題】

(1)医療関連受託事業

医療費の適正化を目的とした医療制度改革、IT化の進展等、顧客である医療機関は経営の効率化を迫られております。また、マーケットの成熟化や人材派遣会社による一部業務への参入等、競争が一段と厳しくなると予想されます。したがって、顧客との信頼関係の強化とサービスの差別化が最も重要な課題となっております。そのために、DPC/PDPS（入院費用の定額払い制度）関連や医師の事務負担軽減、患者サービスの向上等、顧客のニーズに適したサービスの提供に努めるとともに、病院と一体となった経営改善支援業務に注力してまいります。

また、労務コストの上昇に対応すべく、労務管理や人員管理を一層強化する等、業務の効率化に努めるほか、適正価格での受注を推進してまいります。

(2)教育事業

医療関連受託事業及び福祉事業の人材確保において重要な役割を担っておりますが、景気動向の影響を受けやすい事業であるため、人材の供給と利益の安定化の両方を実現させることが課題です。それに対応するために、行政動向や医療・福祉環境の変化に柔軟に対応できる事業展開及び費用の見直しを行う等、安定的な利益確保ができる体制を確立してまいります。

(3)福祉事業

介護事業につきましては、地域に密着した事業展開を基本方針として、既存事業所における安定的利益を確保するとともに、新規事業所の開設等による事業拡大を図ってまいります。また、介護付有料老人ホームの拡充や介護保険適用外サービスの推進により、サービスの多様化を図ってまいります。加えて、教育事業のノウハウを活用し、事業展開に資する介護職員の確保と育成に努めてまいります。更に、介護保険制度改正の動向を注視し、情報収集や研究等に努め、制度改正に柔軟に対応できる体制を構築してまいります。

また、保育事業においては、子育て支援を強化すべく、安心・安全なサービスを提供するとともに、東京都認証保育所を中心に新規展開を図ってまいります。

当社グループは、企業を取り巻く様々な環境の変化に機敏に対応し、知名度の向上を図り、社会的信用を高めてまいります。また、優秀な人材の確保・育成及び社員の資質向上に努め、経営基盤の一層の充実を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び万が一発生した場合でも財政状態及び経営成績に与える影響を最小限にすべく、様々な施策を検討・実施しております。

以下の事項のうち将来に関する事項につきましては、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

①医療業界の動向について

当社グループの主たる顧客である医療機関は、2年に1度実施される診療報酬の改定や、現在推進されている医療制度改革等により、その経営に影響を受けることがあります。

従いまして、医療機関の経営状況や、医療事務関連業務のアウトソーシングの動向、IT化の進捗状況等により、受託契約の件数や金額が急激に減少した場合、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

②人材の確保・育成について

当社グループの主たる事業は、人材によるサービスの提供によるものであり、事業規模を維持・拡大していくためには、それに見合う人材の確保と育成が必須となります。

医療関連受託事業では、取引先医療機関からの様々なニーズに対応可能な専門性の高い医療事務スタッフを、当社グループが受託する業務量の増減に応じて確保・育成していく必要があります。

福祉事業では、介護職員が慢性的に不足している中、着実に人材を確保し、併せて質の高い人材を育成していく必要があります。

当社グループでは、自社で展開する教育事業を通じた人材の確保と育成に積極的に取り組んでいるほか、社員制度の見直しや賃金改定等による処遇改善を行い、事業の展開に資する人材の安定確保に努めております。

しかし、上記の施策にもかかわらず、人材確保が計画通りに遂行できなかった場合、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

③社会保険制度の改正について

当社グループの従業員のうち、正社員は約13,900名で、パート社員は約11,600名です。正社員については健康保険や厚生年金、雇用保険等の社会保険を適用しております。

社会保険料率は、今後上昇していくことが見込まれております。例えば、平成20年4月に高齢者医療制度への拠出金や医療費の増加等により、当社が加入している健康保険組合の財政が悪化したことに伴い、健康保険料率は大幅に引き上げられました。以降健康保険料率の上昇傾向が続いております。厚生年金保険料率については、平成16年の改正により平成29年9月まで毎年改定（引き上げ）が行われております。雇用保険料率についても、平成22年4月の雇用保険制度改正に伴い引き上げられました。

また、厚生労働省は、正社員との均衡処遇を目指してパート労働者への社会保険適用の拡大について議論を重ねてきました。そのなか、パート労働者への社会保険の適用基準について、年収130万円以上かつ労働時間及び勤務日数が通常の労働者の概ね4分の3以上、といった現行基準から、週20時間、賃金月額98,000円等へと基準の緩和が検討されております。

以上のように、社会保険料率の上昇や社会保険適用の拡大に伴い、事業主負担の増大が予想されております。当社グループでは、特に医療関連受託事業においてコスト増への対応として、業務の一層の効率化に努めるとともに、適正な価格での受注を推進しております。しかしながら、上記の施策が想定通りに進行せず、コスト増の影響を十分に吸収できない場合には、収益の圧迫要因となり、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

④法的規制について

当社グループが行っている事業は、以下の法的規制を受けます。各事業の許認可等の取消しや法的規制の変更により、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。なお、現時点において、当社グループが行っている各事業に許認可等取消し事由や営業停止事由は発生しておりません。

(イ) 労働者派遣法

当社グループの主な事業である医療関連受託事業においては業務請負が主な形態となっておりますが、顧客（医療機関）の需要にきめ細かく対応するために一部の業務において労働者派遣も行っております。

労働者派遣事業の許認可や派遣可能な業務・期間等は、「労働者派遣法」及び関連諸法令の規制を受けます。当社及び当社の連結子会社は、「労働者派遣法」第8条に基づく一般労働者派遣事業許可を取得しております。「労働者派遣法」には、派遣事業を行う事業主が欠格事由（同第6条）及び当該許可の取消し事由（同第14条）に該当した場合に、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部または一部の停止を命じることができる旨が定められております。

また、当社グループが行っている専門26業務以外の業務（いわゆる自由化業務）（労働者派遣法施行令第4条に定める業務）については、派遣期間が原則1年、最長3年という制限があります。派遣就業の場所ごとにおける同一の業務について、派遣会社から3年以上継続して労働者派遣を受け入れてはならないことになっており、派遣会社もそのような派遣を行わないように定められております。こうした派遣期間制限の影響により、派遣契約の終了や派遣先による労働者の直接雇用の増加が続いた場合、派遣業務の縮小となる可能性があります。

(ロ) 介護保険法施行令（「訪問介護員2級課程」について）

当社グループが行っている教育事業では、介護保険法施行令第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業のうち、「訪問介護に関する2級課程」の講座（ホームヘルパー2級養成講座）を実施しております。同講座を実施する事業者は、各都道府県が定める「介護員養成研修事業者指定要綱」（以下「指定要綱」という。）に基づき、都道府県知事の指定を受ける必要があります。また「指定要綱」には、指定基準の要件を満たさなくなったときや不正・虚偽が認められたとき等に該当した場合に、指定を取消し、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる旨が定められております。

厚生労働省では、介護人材の資質向上と量的確保の両面から介護人材養成体系の整備をめぐって議論がなされております。例えば、平成23年1月に発表された「今後の介護人材養成の在り方について」の報告書では、ホームヘルパー2級について、現在介護分野において生じている人材不足等の課題から、引き続き介護職研修・資格の一つと位置付けるとともに、介護に必要な知識・技術の水準が確保されるよう研修内容等を今後改めていく必要性が示唆されております。

従いまして、今後介護人材の育成に関わる諸改正・諸施策が行われた場合、その内容によっては現行講座の内容等の見直しが必要となり、そのためのコスト増が生じる可能性や、あるいは現行講座の商品力が低下し受講生が大幅に減少する可能性があります。

(ハ) 介護保険制度

当社グループが行っている介護事業（福祉事業）は、「介護保険法」に基づく介護サービスが中心となっており、「介護保険法」及び関連諸法令の規制を受けます。これらの介護サービスを行う事業者は、都道府県等各自自治体の指定を受ける必要があります。「介護保険法」には、介護報酬の不正請求や人員、設備基準違反等当該指定の取消事由（介護保険法第77条、第84条）に該当した場合に指定を取消することができる旨が定められております。

介護保険制度は、5年毎に制度全般の見直し、3年に1回介護報酬の改定が実施されます。従いまして、介護保険収入の割合が高い同事業は、法改正の影響を受けやすい特徴があります。

平成21年4月に実施された介護報酬の改定は、介護従事者の処遇改善等の観点から、制度施行後はじめての引き上げとなりました。今後の法改正の動向については、質の向上や給付の効率性等の観点から、更に見直しが進められると予想されておりますが、保険財政事情を考慮すると不透明な点も多いといえます。

当社グループは、訪問・通所を中心とした在宅介護サービスに加え、有料老人ホームの拡充や介護保険適用外サービスへの取組み強化等により、法改正の影響を低減し得るサービス体系を構築してまいります。しかしながら、今後の制度の見直しや介護報酬の改定により、展開中の介護サービスへの規制強化や適用される介護報酬額が大幅に引き下げられた場合には、介護事業の運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ニ) 児童福祉法及び東京都の認証保育所制度

当社グループは、「児童福祉法」のもとで東京都認証保育所を中心として保育事業（福祉事業）を行っております。東京都認証保育所は、「東京都認証保育所事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）で定める要件を満たし、都知事が認証した施設であります。この制度は、現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応するために、東京都が独自の基準を設定して創設しました。認証の取消し事由についても、「実施要綱」に定められております。また、保育料の一部は東京都と特別区及び都内市町村から補助金として交付されております。従いまして、今後認証保育所にかかる制度の変更や補助金の改訂があった場合、その内容によっては保育事業の運営や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤個人情報について

当社グループでは、医療関連受託事業においては患者情報、教育事業においては受講者情報、福祉事業においては介護利用者及び保育園児情報等、多くの個人情報を取り扱っております。従いまして、当社グループは、個人情報の保護について経営の重要な課題として認識しており、個人情報保護方針や規程等を策定し、計画的に従業員教育を実施する等、社内体制の強化を図り、個人情報漏えいの防止に努めております。

しかし、万が一、個人情報漏えい等の不測の事態が生じた場合は、社会的信用失墜や損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

⑥自然災害・伝染病について

当社グループは、首都圏及び関西圏を中心に通所介護や有料老人ホーム等の介護施設、及び首都圏を中心に保育施設を運営しております。これらの施設は、地震、火災等不測の災害が発生した場合、介護利用者、保育園児や従業員並びに施設の建物・設備等に被害が及ぶ可能性があります。また、新型インフルエンザなどの伝染病の流行や拡大により、施設の稼働ができなくなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

⑦減損会計の適用について

当社グループ各社の保有する土地・建物について、今後、収益性が著しく低下した場合には、減損損失の計上が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

6【研究開発活動】

特記事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、連結財務諸表を作成するに当たり、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。当社グループの経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、見積りには特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況1. (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご参照下さい。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、減収減益と厳しい状況で推移しました。要点は次の通りであります。

(イ) 売上高

当連結会計年度の売上高は、57,991百万円と前連結会計年度に比べ384百万円（0.7%）の減収となりました。

医療関連受託事業では、労働者派遣契約の見直しに伴う契約終了の影響により、49,903百万円と前連結会計年度に比べ861百万円（1.7%）の減収となりました。教育事業では、公共職業訓練の受託推進や診療報酬改定に伴う関連図書の販売が順調に推移したことで、2,181百万円と前連結会計年度に比べ26百万円（1.3%）の増収となりました。福祉事業では、引続き営業活動の強化を行ったことで、訪問・通所介護を中心に既存事業所における介護利用者数が増加したことから、5,667百万円と前連結会計年度に比べ459百万円（8.8%）の増収となりました。

(ロ) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、2,332百万円と前連結会計年度に比べ116百万円（4.7%）の減益となりました。

医療関連受託事業では、労働者派遣契約の見直しにより契約終了の影響があったものの、労務管理を更に徹底して業務効率化に努めたことで、3,840百万円となり、前連結会計年度に比べ30百万円減（0.8%減）の利益横ばいで推移しました。教育事業では、医療事務講座やホームヘルパー2級養成講座等の講座受講者の減少により、126百万円と前連結会計年度に比べ25百万円（16.9%）の減益となりました。福祉事業では、新規事業所の開設に伴い先行費用が発生したことで、58百万円と前連結会計年度に比べ187百万円（76.3%）の減益となりました。

(ハ) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は、2,453百万円と前連結会計年度に比べ82百万円（3.3%）の減益となりました。

(ニ) 税金等調整前当期純利益

前連結会計年度の特別損益では454百万円の利益計上であったことに対して、当連結会計年度においては、派遣契約の終了となる社員への特別退職一時金等の支払いにより特別退職金128百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額103百万円を特別損失に計上した結果、特別損益では244百万円の損失計上となりました。その結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、2,208百万円と前連結会計年度に比べ782百万円（26.2%）の減益となりました。

(ホ) 当期純利益

税金等調整前当期純利益から法人税、住民税及び事業税等を控除した結果、当連結会計年度の当期純利益は、1,122百万円と前連結会計年度に比べて233百万円（17.2%）の減益となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

主な取引先である医療機関の動向や社会保険制度や介護保険制度等法律・制度の改正等により、当社グループの業績に影響が及ぶ事業等のリスクがあります。

当社グループが抱える事業等のリスクについては、「第2 事業の状況4. 事業等のリスク」をご参照下さい。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「私たちは、医療・福祉関連事業を通じて、良質で均一なサービスを提供し、地域社会の医療と福祉の向上に貢献することを使命とします」という経営理念のもと、医療関連受託事業を安定事業と位置付け、基盤強化を図るとともに、成長事業として福祉事業の投資拡大を行うことで、持続的な成長の実現を目指してまいります。

医療関連受託事業部門につきましては、一段と厳しさを増す競争を乗り越え、多様化するニーズに対応するため、優位性を確立し、持続的な成長を目指してまいります。そのためには、顧客との信頼関係の強化や更なる質の向上を図る等、医療事務受託業務における競争力の強化・向上を図ってまいります。また、サービスの差別化を図るため、DPC／PDP S（入院費用の定額払い制度）関連や医師の事務負担軽減、病院と一体となった経営改善支援業務等の医事周辺業務の拡大に注力してまいります。更に、労務管理や人員管理を一層強化する等、業務の効率化に努めるほか、適正価格での受託を推進してまいります。

教育事業部門につきましては、医療関連受託事業及び福祉事業の人材確保において重要な役割を担っておりますが、景気動向の影響を受けやすい事業であるため、効率的な事業展開を図るとともに、人材育成支援の更なる強化に努めてまいります。

福祉事業部門につきましては、首都圏・関西圏において既存事業所周辺に新規事業所の開設を行うドミナント展開を行ってまいります。新規事業所については、訪問・通所介護を中心に介護付き有料老人ホーム等の入居系サービスの拡充も図ってまいります。併せて、事業の拡大に必要な介護・保育職員の確保と育成に努めてまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(イ) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローでは、得られた資金は411百万円（前連結会計年度比78.0%減）となりました。これは、法人税等の支払額1,752百万円、未払消費税等の減少額422百万円、未払金の減少額368百万円等により資金の減少がありましたが、税金等調整前当期純利益2,208百万円、減価償却費442百万円、売上債権の減少額339百万円等による資金の増加が主な要因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、使用した資金は725百万円（前連結会計年度は1,262百万円の獲得）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出739百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、使用した資金は427百万円（前連結会計年度比34.5%減）となりました。これは、主に配当金の支払額260百万円、長期借入金の返済による支出90百万円によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ741百万円減少し、6,602百万円となりました。

(ロ) 資金需要

資金需要につきましては、主に福祉事業における新規事業所の開設に伴う設備投資を行う予定です。

(ハ) 財務政策

当社グループの運転資金及び設備投資資金については、主に内部留保資金を充当しておりますが、必要に応じて借入による資金調達も行っております。

借入による資金調達は、基本的には当社グループ各社が各々調達を行っております。当連結会計年度末現在の短期借入金残高は20百万円で、全額が連結子会社による銀行借入であります。また、当連結会計年度末現在の一年以内返済予定長期借入金の残高は67百万円で、全て当社による金融機関からの借入であります。

当社グループは、業績の向上により潤沢なキャッシュフローの創出に努めており、これに加えて、当社は金融機関からの総額3,000百万円、連結子会社は総額1,300百万円の当座貸越契約を締結しておりますので、必要に応じた機動的な資金調達が可能であり、当社グループの成長を支える十分な資金を確保しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、人材の確保と安定的な利益確保を経営上の最優先課題と認識しております。医療関連受託事業では、顧客との信頼関係の強化とサービスの差別化を推進してまいります。また、教育事業における人材供給と利益の安定確保への取組みや、福祉事業における新規事業所の開設による事業の拡大を図ることで、安定的かつ持続的な成長が可能となる経営基盤を強化してまいります。具体的には、「第2 事業の状況3. 対処すべき課題」をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、事業の拡大に対応するため、総額で874百万円の設備投資を行いました。
 主要な設備投資としましては、介護・保育事業所の新規開設等に741百万円、勘定系システム等のソフトウェアの導入に35百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成23年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社ビル（東京都千代田区）	全社	事務所	204,227	—	817,016 (440)	—	48,185	1,069,429	111 (—)
福利厚生施設（静岡県田方郡）	全社	保養所及び研修施設	169,874	—	140,675 (2,769)	—	1,777	312,327	—
福利厚生施設（兵庫県赤穂市）	全社	保養所及び研修施設	96,867	—	38,293 (679)	—	963	136,124	—
大阪北支社・大阪南支社(大阪府大阪市中央区)	医療関連受託事業・教育事業・福祉事業・その他	事務所・教室	168,226	—	759,757 (260)	118	4,548	932,650	80 (2)
愛知支社・名古屋支社（愛知県名古屋市中村区）	医療関連受託事業・教育事業・その他	事務所・教室	314,876	7,811	229,555 (321)	—	6,131	558,375	52 (1)
N I C上野ビル（東京都台東区）	その他	賃貸用ビル	348,494	26,205	312,585 (294)	—	308	687,594	—
N I C成城ビル（東京都世田谷区）	その他	賃貸用ビル	516,564	1,141	740,000 (1,933)	—	335	1,258,041	—
神田ビル（東京都千代田区）	医療関連受託事業・教育事業・福祉事業・その他	事務所・教室	920,014	—	1,755,168 (448)	—	25,297	2,700,480	167 (9)

(2) 国内子会社

(平成23年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資 産 (千円)	その他 (千円)	
株式会社アイ・エム・ピー・センター	本社 (大阪府大阪市北区)	医療関連受託事業・その他	事務所	18,609	—	19,456 (186)	—	4,068	35 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具、器具及び備品であります。
 なお、金額には消費税等を含めておりません。
 2. 従業員の（ ）は、パート社員数を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、業界動向、投資効率、将来の事業展開を総合的に勘案し、設備投資計画は原則的に連結会社が個別に策定していますが、場合によっては提出会社と協議の上決定しております。

当連結会計年度末現在の重要な設備の新設・改修等に係る投資予定金額は2,300百万円を計画しており、主なものは、福祉事業における介護・保育事業所の新規開設に伴う設備投資であります。その所要資金については、自己資金にて充当する予定です。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設・改修等の計画は次の通りであります。

(1) 重要な設備の新設・改修

会社名事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		その他
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 介護複合ビル	東京都 (台東区)	福祉事業	介護施設	411,000	135,689	自己資金	平成22年 10月	平成24年 2月	グループホーム、デイ サービス、小規模多機能 型居宅介護
当社 在宅ケアセン ター	大阪府	福祉事業	介護施設	398,000	13,926	自己資金	平成22年 10月	平成23年 10月	有料老人ホーム、ショー トステイ
当社 有料老人ホーム	埼玉県	福祉事業	介護施設	659,000	203,184	自己資金	平成22年 10月	平成23年 12月	有料老人ホーム
当社 有料老人ホーム	埼玉県	福祉事業	介護施設	487,000	90,538	自己資金	平成22年 10月	平成23年 12月	有料老人ホーム
当社 有料老人ホーム	埼玉県	福祉事業	介護施設 (賃貸契約)	367,000	3,664	自己資金	平成22年 9月	平成23年 6月	有料老人ホーム

(注) 1. 福祉事業において東京都（台東区）に建設中であります介護施設につきましては、設備予定金額を当初の302百万円から411百万円に変更しました。

2. 「その他」は、当該設備に新規開設となるサービスの種類を示しております。

(2) 重要な設備の除却または売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	98,000,000
計	98,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成23年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成23年6月27日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,801,378	23,801,378	東京証券取引所 （市場第二部）	単元株式数100株
計	23,801,378	23,801,378	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成19年7月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1.	310	310
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1. 2.	62,000	62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2. 3.	1株当たり476	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2. 3. 4.	発行価格 476 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5.	(注) 5.

- (注) 1. 当社は、平成19年7月19日開催の取締役会において取締役及び監査役に対して新株予約権410個(株式の数41,000株)を割当ててことを決議しております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退任等の理由により権利を喪失した者と権利を行使した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

② 平成19年6月28日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	1,170	1,120
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1. 2.	234,000	224,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2. 3.	1株当たり476	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2. 3. 4.	発行価格 476 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	(注)5.

- (注) 1. 当社は、平成19年6月28日定時株主総会決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、1,350個(株式の数135,000株)を上限として決議しております。当該決議に基づき、平成19年7月19日開催の取締役会において当社の使用人に対して新株予約権1,310個(株式の数131,000株)を割当ててことを決議しております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

③ 平成20年7月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	330	330
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	66,000	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.	1株当たり466	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.	発行価格 466 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	(注)4.

(注)1. 当社は、平成20年7月22日開催の取締役会において取締役及び監査役に対して新株予約権410個(株式の数82,000株)を割当てることを決議しております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退任等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（注）3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

④ 平成20年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	2,580	2,480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	258,000	248,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.	1株当たり466	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.	発行価格 466 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	(注)4.

(注)1. 当社は、平成20年6月27日定時株主総会決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、2,760個(株式の数276,000株)を上限として決議しております。当該決議に基づき、平成20年7月22日開催の取締役会において当社の使用人に対して新株予約権2,720個(株式の数272,000株)を割当ててことを決議しております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成20年4月1日 （注）1.	12,400,689	24,801,378	—	6,184,413	—	6,260,086
平成20年12月19日 （注）2.	△1,000,000	23,801,378	—	6,184,413	—	6,260,086

（注）1. 株式分割（1株につき2株）によるものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	14	20	42	64	－	4,519	4,659	－
所有株式数（単元）	－	50,329	1,598	58,395	9,166	－	118,462	237,950	6,378
所有株式数の割合（％）	－	21.15	0.67	24.54	3.85	－	49.79	100	－

（注）１．自己株式2,089,188株は、「個人その他」に20,891単元、「単元未満株式の状況」に88株含めて記載しております。

２．上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7単元及び20株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （千株）	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合（％）
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	1,895	7.97
株式会社健商	東京都武蔵野市御殿山1-8-1ケンハウス	1,555	6.54
株式会社スズケン	愛知県名古屋市中区東片端町8	1,355	5.69
日本医療事務センター従業員 持株会	東京都千代田区神田佐久間町3-2	1,100	4.62
新村 勝由	東京都羽村市	1,049	4.41
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1-8-11	947	3.98
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	819	3.44
株式会社メディカルー光	三重県津市藤方501-62	595	2.50
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1-8-11	514	2.16
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	468	1.97
計	—	10,302	43.29

（注）１．上記のほか、自己株式が2,089千株あります。

２．新村勝由氏は平成23年1月3日に逝去いたしましたが、平成23年3月31日現在株式の名義変更手続きが未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,089,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 21,705,900	217,059	—
単元未満株式	普通株式 6,378	—	—
発行済株式総数	23,801,378	—	—
総株主の議決権	—	217,059	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株 (議決権の数7個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社日本医療事務センター	東京都千代田区神田佐久間町3-2	2,089,100	—	2,089,100	8.78
計	—	2,089,100	—	2,089,100	8.78

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであり、当該制度の内容は次の通りであります。

①取締役会（平成19年7月19日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成19年6月28日第39回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び監査役に対して特に有利な条件をもってストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成19年7月19日の取締役会において決議されたものであります。内容は次の通りです。

決議年月日	平成19年7月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 10 監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に對し36,000、監査役に對し5,000、 合計41,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり952（注）1. 2.
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成23年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は 当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役と の間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3.

(注) 1. 当社は、平成19年7月19日開催の取締役会において取締役及び監査役につき410個（株式の数41,000株）の新株予約権割当決議をしております。また、平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っておりますが、上表の株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は株式分割調整前の数値であります。株式分割によって調整された当有価証券報告書提出日現在の新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使分及び退任等の理由による権利喪失分を減じて62,000株（取締役に對するもの56,000株、監査役に對するもの6,000株）となり、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり476円となっております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

②第39回定時株主総会（平成19年6月28日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成19年6月28日第39回定時株主総会終結の時に在籍する当社使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、同定時株主総会において決議されたものであります。内容は次の通りです。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	使用人 110
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	131,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり952（注）1. 2.
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成23年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3.

（注）1. 当社は、第39回定時株主総会（平成19年6月28日）決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、1,350個（株式の数135,000株）を上限として決議しております。当該決議に基づき、平成19年7月19日開催の取締役会において当社の使用人に対して1,310個（株式の数131,000株）の新株予約権割当決議をしております。また、平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っておりますが、上表の株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額は株式分割調整前の数値であります。株式分割によって調整された当有価証券報告書提出日現在の新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由による権利喪失分を減じて224,000株となり、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり476円となっております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

③取締役会（平成20年7月22日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月27日第40回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び監査役に対して特に有利な条件をもってストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成20年7月22日の取締役会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 10 監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し72,000、監査役に対し10,000、 合計82,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり466（注）2.
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から平成24年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は 当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役と の間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3.

（注）1. 当社は、平成20年7月22日開催の取締役会において取締役及び監査役につき410個（株式の数82,000株）の新株予約権割当決議をしております。当有価証券報告書提出日現在の新株予約権の目的となる株式の数は、退任等の理由による権利喪失分を減じて66,000株（取締役に対するもの60,000株、監査役に対するもの6,000株）となっております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

④第40回定時株主総会（平成20年6月27日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月27日第40回定時株主総会終結の時に在籍する当社使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、同定時株主総会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	使用人 112
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	272,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり466（注）2.
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から平成24年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 買入れその他の処分及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3.

（注）1. 当社は、第40回定時株主総会（平成20年6月27日）決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、2,760個（株式の数276,000株）を上限として決議しております。当該決議に基づき、平成20年7月22日開催の取締役会において当社の使用人に対して2,720個（株式の数272,000株）の新株予約権割当決議をしております。当有価証券報告書提出日現在の新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由による権利喪失分を減じて248,000株となっております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	65	23,255
当期間における取得自己株式	27	11,043

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	2,089,188	—	2,089,215	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重要政策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した経営基盤の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記基本方針に基づき、当期は1株当たり12円の配当（うち中間配当6円）を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、福祉事業の拡大やIT投資等に活用し、更なる企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議より、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年11月9日 取締役会決議	130	6
平成23年6月24日 定時株主総会決議	130	6

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第39期 平成19年3月	第40期 平成20年3月	第41期 平成21年3月	第42期 平成22年3月	第43期 平成23年3月
最高（円）	1,205	1,063 □525	510	543	420
最低（円）	919	828 □465	297	368	298

（注）1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

2. □印は、株式分割（平成20年4月1日、1株につき2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月
最高（円）	329	337	360	367	379	387
最低（円）	298	299	325	343	348	302

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		荒井 純一	昭和25年3月23日生	昭和48年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役就任 平成9年4月 株式会社ファーコス 代表取締役就任 平成12年6月 当社常務取締役就任 平成17年4月 当社専務取締役就任 平成19年7月 当社取締役兼専務執行役員就任 平成22年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	41
取締役兼常務 執行役員	福祉事業部長、労務対策室担当	佐藤 優治	昭和32年3月15日生	昭和56年10月 当社入社 平成12年6月 当社取締役就任 平成16年4月 当社東部事業部長 平成17年4月 当社常務取締役就任 平成19年7月 当社取締役兼常務執行役員就任(現任) 平成20年4月 当社福祉事業部長(現任) 平成22年4月 事業開発部、労務対策室担当 平成22年9月 労務対策室担当(現任)	(注) 2	1
取締役兼執行 役員	業務推進部長	森岡 伸吉	昭和35年11月1日生	昭和60年5月 当社入社 平成14年4月 当社経営企画室長 平成16年4月 当社医療サポート部長 平成17年4月 当社西部事業部長 平成18年6月 当社執行役員(現任) 平成20年4月 当社業務推進部長(現任) 平成23年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	3
取締役兼執行 役員	総務人事部長	岡崎 くみ子	昭和33年6月4日生	平成2年2月 当社入社 平成16年4月 当社東部事業部統括室長 平成18年6月 当社執行役員(現任) 平成20年4月 当社業務管理部長 平成22年4月 当社総務人事部長(現任) 平成23年4月 株式会社NICフォルテ 代表取締役社長(現任) 平成23年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	—
取締役兼執行 役員	経理部長	古屋 康夫	昭和31年6月15日生	昭和55年4月 安田生命保険相互会社入社 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社運用審査部運用リスク管理グループ グループマネジャー 平成18年6月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 取締役財務部長 平成21年7月 当社入社 経営企画部審議役 平成21年10月 当社経理部部長 平成22年4月 当社執行役員経理部長 広報室担当(現任) 平成23年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		秋山 修	昭和24年3月6日生	昭和46年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成16年4月 平成18年7月 平成21年6月 平成22年6月 安田生命保険相互会社入社 同社北海道本部 北海道営業推進部長 当社入社 経営企画室次長 当社経営企画部長兼関連会社管理室長 当社執行役員関連事業部長 当社取締役就任 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 3	13
監査役		仲俣 光弘	昭和35年1月3日生	昭和57年4月 平成2年6月 平成11年7月 平成17年1月 平成18年6月 べんてる株式会社入社 不動産信用保証株式会社入社 平文夫税理士事務所入所 仲俣光弘税理士事務所開設所長（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 3	—
監査役		古川 晴雄	昭和24年1月16日生	昭和58年4月 昭和58年4月 昭和62年4月 平成3年1月 平成19年6月 第一東京弁護士会弁護士登録 萩原平法律事務所入所 古川晴雄法律事務所開設 光和総合法律事務所パートナー弁護士（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役		佐藤 英夫	昭和22年10月21日生	昭和45年4月 平成8年4月 平成13年7月 平成19年4月 平成21年6月 平成21年6月 平成23年6月 安田生命保険相互会社入社 同社事務企画部長 同社取締役情報システム部長 明治安田システム・テクノロジー株式会社 取締役社長 日本高純度化学株式会社 社外監査役（現任） 株式会社千葉興業銀行 社外監査役（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計						62

- (注) 1. 監査役仲俣光弘、古川晴雄及び佐藤英夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成23年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 平成22年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成23年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 上記各役員の所有株式数は、平成23年3月31日現在のものです。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの確立を企業経営の最重要課題と認識しております。企業経営の健全性の確保、透明性・効率性の向上を目的とし、コンプライアンス体制を強化するとともに、積極的なIR活動等を通じてディスクロージャーを更に充実させ、企業行動の効率化を推進してまいります。また、株主をはじめとするステークホルダーのために、企業価値の増大を目指し、利益の還元に努めてまいります。

①企業統治の体制

(イ) 企業統治の体制の概要及び採用する理由

(取締役・取締役会)

当社の取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を1年としております。

また、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能を強化しております。更に、執行役員制度の拡充に伴い、取締役会による意思決定機能を更に強化することを目的とし、平成22年6月には取締役の員数を10名以内から5名以内としております。

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、原則として月1回の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社グループ全般の重要な経営方針を決定するほか、取締役の業務執行状況を監督しております。

(監査役・監査役会)

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名（社外監査役は4名中3名）であり、独立性、公正性、透明性を確保しております。取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて取締役等から説明を求め、取締役の業務執行状況に対し適切な監査を行っております。また、取締役会と連動して月1回監査役会を開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議を行っております。

なお、社外監査役3名全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(経営会議)

当社は、取締役会の意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議を原則として週1回開催しており、業務執行方針等経営上の重要事項を審議しております。経営会議は、社長をはじめ、各事業部門及び管理部門の担当役員等で構成されております。

(ロ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年5月2日開催の取締役会において、会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針を決議いたしました。その基本方針に基づき内部統制システムの体制を構築しております。また、経営環境の変化等に伴う見直しを行っております。

1) 内部統制の運用・検証体制の仕組み

- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、業務執行を行っております。
- ・社長直轄の内部監査部門である監査室は、業務全般の妥当性や法律・法令の遵守状況について内部監査を実施し、業務の遂行と改善に向けた助言・勧告を行っております。また、会計監査人と監査役会との意見交換を実施する等連携強化を図り、内部統制の有効性の検証を行っております。

2) コンプライアンス体制の整備状況

- ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、グループ会社を含めた全役職員を対象とした行動指針として「N I Cグループ企業行動基準」を定め、それを全役職員に対して研修を実施するとともに、「N I Cグループ企業行動基準」の見直しを行う等、企業倫理の浸透を図っております。
- ・取締役社長もしくは取締役社長が任命する役員を委員長とするコンプライアンス組織を設置しており、企業倫理、安全衛生、労務管理、個人情報保護を中心に、コンプライアンス体制の構築及び運用を行っております。

3) 情報管理体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規定に従い適切に保存及び管理を行っております。

4) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、グループ会社を含めた全役職員を対象とした行動指針として「N I Cグループ企業行動基準」を定め、それを全役職員に対して研修を実施するとともに、定期的な見直しを行う等、企業倫理の浸透を図っております。
- ・子会社等の関係会社管理の担当部署として関連事業部を置き、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。

5) 監査の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立に関する事項

- ・監査役に直属する監査役室を設置し、監査役の業務補助に専従するスタッフを配置しております。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属し、その人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとしております。

(ハ) リスク管理体制の整備の状況

当社が定めたリスク管理基本規程に基づき、グループ全体のリスク管理に係る基本方針や体制を取締役会で定め、リスクの低減及び発生の未然防止に努めております。

また、リスク管理基本規程、その他リスク管理関連規程に基づき、リスクの種類毎にリスク管理に関する委員会、リスク管理統括部署を定め、定期的にリスクに関する報告、検討を実施しております。

子会社のリスク管理についても、リスク管理統括部署が関連事業部と連携し、リスクの把握及び管理状況について報告を受ける体制を整備しております。また、子会社においても、当社が定めたリスク管理基本規程に基づき、リスク管理に関する規程等を整備し、リスクの把握・管理に努めております。

更に、平成18年4月1日から「公益通報者保護法」が施行されたことに伴い、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外の弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行っております。

(ニ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その業務を行うことにおいて善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度とする旨の契約を締結しております。

(ホ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力に対する基本方針を「N I Cグループ企業行動基準」に明記するとともに、具体的な対応策について暴力団等反社会的勢力に対する対応要領を作成し、社内イントラネット上に掲載する等、全役職員への周知徹底を図っております。
- ・当社では、法務部門を反社会的勢力排除に向けた対応の専門部署としており、事案の発生時には、関係行政機関や顧問弁護士との緊密な連携・連絡の上、すみやかに対処できる体制を構築しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次の通りであります。



③社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役仲俣光弘氏は、税理士として会計・税務分野等において豊富な経験と見識を持つことから、会計監査人と連携して会計の適法性・適正性をチェックし、当社の業務執行の適法性及び効率性に対して適切な監査をしております。

社外監査役古川晴雄氏は、法律の専門家として、当社の業務執行の適法性に対して適切な監査をしております。

社外監査役佐藤英夫氏は、会社経営者としての実績や社外監査役としての経験から、幅広い見識を有しており、当社の業務執行の適法性及び効率性に対する適法な監査が期待できます。

また、上記社外監査役については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、上記監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役4名中3名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

④役員報酬等

(イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）					対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	149,526	105,800	336	28,390	—	15,000	10
監査役 (社外監査役を除く。)	10,406	9,090	16	1,300	—	—	2
社外役員	8,642	7,560	32	1,050	—	—	3

- (注) 1. 上記には、平成22年6月25日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名、監査役1名及び平成23年1月3日に逝去いたしました取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人給与は含まれておりません。
3. 役員ごとの報酬等の総額については、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
4. 当社は、平成19年6月28日開催の第39回定時株主総会において、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給を決議いただいております。
5. 「その他」は、平成23年6月24日開催の第43回定時株主総会において決議いただいた弔慰金であります。
6. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第42回定時株主総会において年額16,000万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議をいただいております。また、上記の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として年額3,000万円以内と決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議いただいております。また、上記の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として年額600万円以内と決議いただいております。

(ロ) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(ハ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬等の額及び算定方法については、社内規程によって定められております。

役員の基本報酬は、取締役報酬と業務執行報酬により構成されており、業務執行報酬につきましては、同業他社の水準・会社業績及び社員とのバランス等を考慮し、取締役会の委任により経営会議で審議することとしております。

また、賞与につきましては、役割に応じて取締役分と業務執行分をそれぞれ支給し、業務執行分につきましては、会社の業績を反映させた利益連動報酬としております。

なお、上記報酬等の個別最終決定は取締役社長に一任することもできることとしております。

⑤株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
14銘柄 823,375千円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
久光製薬株式会社	56,700	197,032	取引等の関係強化
株式会社スズケン	41,700	137,401	業務提携先としての関係強化
ゼリア新薬工業株式会社	96,000	95,616	取引等の関係強化
日本ケミファ株式会社	287,000	74,620	取引等の関係強化
日本管財株式会社	44,600	67,390	取引等の関係強化
株式会社メディパルホールディングス	56,100	62,102	取引等の関係強化
テンプホールディングス株式会社	80,000	60,480	取引等の関係強化
東邦ホールディングス株式会社	44,700	54,712	取引等の関係強化
株式会社東電通	200,000	31,400	取引等の関係強化
ホーチキ株式会社	59,000	30,031	取引等の関係強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）	保有目的
久光製薬株式会社	56,700	190,228	取引等の関係強化
ゼリア新薬工業株式会社	96,000	95,616	取引等の関係強化
株式会社スズケン	41,700	91,489	業務提携先としての関係強化
日本ケミファ株式会社	287,000	76,055	取引等の関係強化
日本管財株式会社	44,600	64,134	取引等の関係強化
テンプホールディングス株式会社	80,000	59,760	取引等の関係強化
株式会社メディパルホールディングス	56,100	41,289	取引等の関係強化
東邦ホールディングス株式会社	44,700	40,542	取引等の関係強化
株式会社ミライト・ホールディングス	48,000	32,304	取引等の関係強化
ホーチキ株式会社	59,000	25,193	取引等の関係強化
ジャパンバイル株式会社	103,800	23,874	取引等の関係強化

⑥会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は海南監査法人に所属する真船洋一郎（継続監査年数2年）及び古川雅一（継続監査年数4年）の2氏であり、独立の立場から会計に関する意見表明を受けています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名です。

⑦取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役の定数は、当事業年度末において、5名以内とする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑧株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項及びその理由

（イ）自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としております。

（ロ）中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的としております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	22	—	24	—
連結子会社	—	—	—	—
計	22	—	24	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針は定めておりません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第42期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第43期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第42期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）並びに当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び第43期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について海南監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当該財団法人の主催するセミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,354,611	6,609,866
受取手形及び売掛金	6,343,730	6,004,567
原材料及び貯蔵品	87,023	70,746
繰延税金資産	513,961	486,486
その他	347,474	357,195
貸倒引当金	△11,451	△10,136
流動資産合計	14,635,350	13,518,726
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 3,081,561	※1, ※2 3,274,223
土地	5,411,523	5,575,095
リース資産（純額）	※1 398,278	—
建設仮勘定	—	274,138
その他（純額）	※1 152,121	※1, ※2 215,598
有形固定資産合計	9,043,484	9,339,056
無形固定資産		
リース資産	4,349	—
その他	288,372	256,180
無形固定資産合計	292,721	256,180
投資その他の資産		
投資有価証券	※3, ※4 1,062,838	※3 852,063
長期貸付金	28,063	19,278
敷金及び保証金	649,438	569,944
繰延税金資産	629,946	594,998
その他	430,600	404,498
貸倒引当金	△26,547	△25,527
投資その他の資産合計	2,774,339	2,415,254
固定資産合計	12,110,545	12,010,491
資産合計	26,745,896	25,529,217

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※5 20,000	※5 20,000
1年内返済予定の長期借入金	90,000	67,500
未払金	3,993,968	3,796,834
リース債務	73,310	—
未払法人税等	1,082,347	272,366
未払消費税等	764,391	342,157
未払費用	234,513	231,220
賞与引当金	854,142	806,778
役員賞与引当金	42,460	30,740
その他	353,818	328,483
流動負債合計	7,508,952	5,896,080
固定負債		
長期借入金	67,500	—
リース債務	39,406	—
退職給付引当金	453,618	495,363
役員退職慰労引当金	39,029	31,521
賃貸借契約解約損失引当金	123,239	—
資産除去債務	—	48,216
負ののれん	54,076	32,692
その他	289,804	72,906
固定負債合計	1,066,674	680,700
負債合計	8,575,627	6,576,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,184,413	6,184,413
資本剰余金	6,260,086	6,260,086
利益剰余金	6,793,979	7,655,471
自己株式	△1,110,311	△1,110,335
株主資本合計	18,128,167	18,989,636
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△1,803	△59,851
その他の包括利益累計額合計	△1,803	△59,851
新株予約権	43,905	22,652
純資産合計	18,170,269	18,952,436
負債純資産合計	26,745,896	25,529,217

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	58,376,085	57,991,725
売上原価	47,028,227	46,908,482
売上総利益	11,347,857	11,083,242
販売費及び一般管理費	※1 8,899,083	※1 8,750,755
営業利益	2,448,774	2,332,486
営業外収益		
受取利息	7,360	3,724
受取配当金	14,887	46,492
有価証券売却益	8,158	—
為替差益	21,410	—
負ののれん償却額	19,616	21,384
受取保険金	15,065	48,856
その他	30,165	26,557
営業外収益合計	116,663	147,015
営業外費用		
支払利息	14,323	6,641
支払手数料	12,142	17,074
その他	2,754	2,314
営業外費用合計	29,220	26,031
経常利益	2,536,217	2,453,470
特別利益		
貸倒引当金戻入額	6,083	433
賃貸借契約解約損失引当金戻入額	15,555	42,442
補助金収入	—	※2 102,044
新株予約権戻入益	1,077	22,821
保険解約返戻金	—	12,846
償却債権取立益	—	12,631
関係会社株式売却益	674,061	—
持分変動利益	849	—
リース資産譲渡益	—	4,368
特別利益合計	697,626	197,587

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	※3 142,058	※3 6,635
固定資産売却損	※4 4,260	—
減損損失	—	※5 30,654
固定資産圧縮損	—	※6 88,187
投資有価証券評価損	—	12,675
建物取壊損	39,600	—
保険解約損	41,521	—
特別退職金	—	128,002
損害賠償金	15,219	9,097
訴訟和解金	—	64,000
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	103,251
特別損失合計	242,659	442,503
税金等調整前当期純利益	2,991,184	2,208,554
法人税、住民税及び事業税	1,544,829	984,581
法人税等調整額	91,223	101,934
法人税等合計	1,636,053	1,086,515
少数株主損益調整前当期純利益	—	1,122,038
当期純利益	1,355,130	1,122,038

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	1,122,038
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	△58,048
その他の包括利益合計	—	※2 △58,048
包括利益	—	※1 1,063,990
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	—	1,063,990
少数株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,184,413	6,184,413
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,184,413	6,184,413
資本剰余金		
前期末残高	6,260,086	6,260,086
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,260,086	6,260,086
利益剰余金		
前期末残高	5,698,212	6,793,979
当期変動額		
剰余金の配当	△260,523	△260,546
当期純利益	1,355,130	1,122,038
持分法適用関連会社の除外による利益剰余金の増加額	1,215	—
自己株式の処分	△55	—
当期変動額合計	1,095,767	861,492
当期末残高	6,793,979	7,655,471
自己株式		
前期末残高	△1,112,400	△1,110,311
当期変動額		
自己株式の取得	△36	△23
自己株式の処分	2,125	—
当期変動額合計	2,089	△23
当期末残高	△1,110,311	△1,110,335
株主資本合計		
前期末残高	17,030,311	18,128,167
当期変動額		
剰余金の配当	△260,523	△260,546
当期純利益	1,355,130	1,122,038
持分法適用関連会社の除外による利益剰余金の増加額	1,215	—
自己株式の取得	△36	△23
自己株式の処分	2,070	—
当期変動額合計	1,097,856	861,468
当期末残高	18,128,167	18,989,636

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△41,017	△1,803
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39,214	△58,048
当期変動額合計	39,214	△58,048
当期末残高	△1,803	△59,851
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	△41,017	△1,803
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39,214	△58,048
当期変動額合計	39,214	△58,048
当期末残高	△1,803	△59,851
新株予約権		
前期末残高	37,597	43,905
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,308	△21,253
当期変動額合計	6,308	△21,253
当期末残高	43,905	22,652
純資産合計		
前期末残高	17,026,891	18,170,269
当期変動額		
剰余金の配当	△260,523	△260,546
当期純利益	1,355,130	1,122,038
持分法適用関連会社の除外による利益剰余金の増加額	1,215	—
自己株式の取得	△36	△23
自己株式の処分	2,070	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45,522	△79,301
当期変動額合計	1,143,378	782,167
当期末残高	18,170,269	18,952,436

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1 日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,991,184	2,208,554
減価償却費	381,954	442,913
負ののれん償却額	△19,616	△21,384
投資有価証券評価損益（△は益）	—	12,675
関係会社株式売却損益（△は益）	△674,061	—
保険解約損益（△は益）	41,521	△12,846
新株予約権戻入益	—	△22,821
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	103,251
特別退職金	—	128,002
訴訟和解金	—	64,000
補助金収入	—	△102,044
有価証券売却損益（△は益）	△8,158	—
投資有価証券売却損益（△は益）	—	△183
賞与引当金の増減額（△は減少）	54,123	△47,364
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	11,870	△11,720
賃貸借契約解約損失引当金の増減額（△は減少）	△31,520	△106,639
持分変動損益（△は益）	△849	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△6,550	△2,334
退職給付引当金の増減額（△は減少）	74,278	41,745
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	4,854	△7,507
受取利息及び受取配当金	△22,247	△50,216
受取保険金	—	△48,856
支払利息	14,323	6,641
固定資産除却損	142,058	6,635
固定資産圧縮損	—	88,187
固定資産売却損益（△は益）	4,260	—
減損損失	—	30,654
売上債権の増減額（△は増加）	△76,663	339,163
たな卸資産の増減額（△は増加）	24,712	16,276
未払金の増減額（△は減少）	60,129	△368,196
未払消費税等の増減額（△は減少）	—	△422,234
その他債権の増減額（△は増加）	△24,672	33,630
その他債務の増減額（△は減少）	369,351	△119,794
小計	3,310,281	2,178,187
利息及び配当金の受取額	22,733	50,710
利息の支払額	△15,042	△6,847
法人税等の支払額	△1,447,079	△1,752,264
保険金の受取額	—	48,856
特別退職金の支払額	—	△128,002
補助金の受取額	—	85,077
訴訟和解金の支払額	—	△64,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,870,892	411,717

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	—	△7,000
定期預金の払戻による収入	—	10,000
有価証券の取得による支出	△297,288	—
有価証券の売却による収入	384,059	100,723
有形固定資産の取得による支出	△170,563	△739,897
有形固定資産の売却による収入	1,506	—
無形固定資産の取得による支出	△157,953	△86,205
関係会社株式の売却による収入	1,401,650	—
保険積立金の積立による支出	—	△162,091
保険積立金の払戻による収入	—	178,770
貸付金の回収による収入	8,230	8,785
その他の投資支出	△62,931	△35,194
その他の投資回収による収入	156,287	6,381
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,262,994	△725,728
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△10,341	—
長期借入金の返済による支出	△316,000	△90,000
自己株式の取得による支出	△36	△23
自己株式の売却による収入	1,904	—
配当金の支払額	△260,749	△260,226
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△67,671	△77,484
財務活動によるキャッシュ・フロー	△652,894	△427,735
現金及び現金同等物に係る換算差額	21,410	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,502,402	△741,745
現金及び現金同等物の期首残高	4,842,209	7,344,611
現金及び現金同等物の期末残高	7,344,611	6,602,866

該当事項はありません。

59/124

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項		
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	(イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの …移動平均法による原価法 (ロ) デリバティブ 時価法 (ハ) たな卸資産 主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	(イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (ロ) デリバティブ 同左 (ハ) たな卸資産 同左
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	(イ) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 15年～50年 その他 4年～8年 (ロ) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 社内利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法 (ハ) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の不動産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(イ) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (ロ) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (ハ) リース資産 同左
(3) 重要な引当金の計上基準	(イ) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しております。 貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (ロ) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末の負担額を計上しております。	(イ) 貸倒引当金 同左 (ロ) 賞与引当金 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(ハ) 役員賞与引当金 当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。 (ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌連結会計年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は70,694千円であります。 (ホ) 役員退職慰労引当金 連結子会社において役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 (ヘ) 賃貸借契約解約損失引当金 当社において採算の悪化した事業に係わる不動産賃貸借契約を解約した場合に備え、当該物件の解約に伴い発生する解約違約金等の見積額を計上しております。	(ハ) 役員賞与引当金 同左 (ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 ————— (ホ) 役員退職慰労引当金 同左 ————— のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。 消費税等の会計処理の方法 同左
(4) のれんの償却方法及び償却期間	—————	
(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	—————	
(6) その他	消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。	

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	-----
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。	-----
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	-----

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
----- ----- -----	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ19,958千円、税金等調整前当期純利益は123,209千円減少しております。 (企業結合に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 (国庫補助金等に係る固定資産の圧縮記帳の会計処理の変更) 当社は、認証保育所等の開設を行うに当たり、地方公共団体より開設準備経費補助金等を受けております。これらの補助金等は、従来、全額期間損益とする会計処理を行っていましたが、当連結会計年度より新たに設置申請し、開設した認証保育所開設準備経費補助金等に相当する金額を固定資産の取得価額から控除する直接減額方式による方法に変更しております。 この変更は、平成22年度より「待機児童解消支援事業」において補助金が新設され、当社もこれを利用した投資が見込まれるためであります。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は3,227千円減少し、固定資産圧縮損は88,187千円増加、売上総利益及び営業利益がそれぞれ3,227千円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ84,959千円減少しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(連結貸借対照表) ----- ----- ----- ----- -----	(連結貸借対照表) 1. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました有形固定資産の「リース資産(純額)」(当連結会計年度末の残高102,719千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、有形固定資産の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。 2. 前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記することに変更いたしました。 なお、前連結会計年度末の「建設仮勘定」は6,905千円であります。 3. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました無形固定資産の「リース資産」(当連結会計年度末の残高903千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、無形固定資産の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。 4. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました流動負債の「リース債務」(当連結会計年度末の残高8,670千円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。 5. 前連結会計年度まで区分掲記しておりました固定負債の「リース債務」(当連結会計年度末の残高23,486千円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、固定負債の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。
(連結損益計算書) 1. 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前連結会計年度における「受取保険金」の金額は11,067千円であります。 2. 前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前連結会計年度における「支払手数料」の金額は11,727千円であります。	(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(連結キャッシュ・フロー計算書) ----- ----- ----- ----- -----	(連結キャッシュ・フロー計算書) 1. 前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「税金等調整前当期純利益」に含めて表示しておりました「新株予約権戻入益」は、重要性が増加したため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前連結会計年度における「税金等調整前当期純利益」に含まれる「新株予約権戻入益」の金額は1,077千円であります。 2. 前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他債務の増減額」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額」は、重要性が増加したため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前連結会計年度における「その他債務の増減額」に含まれる「未払消費税等の増減額」の金額は330,922千円であります。 3. 前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「税金等調整前当期純利益」に含めて表示しておりました「受取保険金」は重要性が増加したため、区分掲記することに変更いたしました。また、これに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の小計欄以下において「保険金の受取額」が区分掲記されております。 なお、前連結会計年度における「税金等調整前当期純利益」に含まれる「受取保険金」の金額は15,065千円であります。 4. 前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の投資支出」に含めて表示しておりました「保険積立金の積立による支出」は重要性が増加したため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前連結会計年度における「その他の投資支出」に含まれる「保険積立金の積立による支出」の金額は239千円であります。 5. 前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の投資回収による収入」に含めて表示しておりました「保険積立金の払戻による収入」は重要性が増加したため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前連結会計年度における「その他の投資回収による収入」に含まれる「保険積立金の払戻による収入」の金額は109,863千円であります。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
――――	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,151,779千円 -----	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,259,719千円
※3. 関連会社に対するもの 投資有価証券(株式) 68千円	※2. 当社における国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。 建物及び構築物 81,555千円 その他 6,632千円
※4. 担保提供資産 投資有価証券 100,000千円 計 100,000千円 担保付債務はありません。	※3. 関連会社に対するもの 投資有価証券(株式) 68千円 -----
※5. 当社及び連結子会社(株)アイ・エム・ビー・センターにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 4,500,000千円 借入実行残高 20,000千円 差引額 4,480,000千円	※5. 当社及び連結子会社(株)アイ・エム・ビー・センターにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 4,300,000千円 借入実行残高 20,000千円 差引額 4,280,000千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)								
※ 1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 3,582,605千円 賞与 565,060千円 賞与引当金繰入額 385,070千円 役員賞与引当金繰入額 42,460千円 役員退職慰労引当金繰入額 4,854千円 生徒募集・広告宣伝費 635,371千円 -----	※ 1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 3,618,747千円 賞与 561,410千円 賞与引当金繰入額 376,999千円 役員賞与引当金繰入額 30,740千円 役員退職慰労引当金繰入額 5,467千円 生徒募集・広告宣伝費 622,879千円 ※ 2. 補助金収入 補助金の収入は、当社における認証保育所等開設に伴う地方公共団体からの開設準備経費補助金等であります。 ※ 3. 固定資産除却損 固定資産の除却損は、(株)アイ・エム・ビー・センターにおける事務所の原状回復費及び当社が事務所として所有する自社ビル(台東ビル)の建物及び内装設備の除却等であります。 ※ 4. 固定資産売却損 固定資産の売却損は、当社における土地の売却分であります。 -----								
	※ 5. 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 (1) 減損損失を認識した資産グループの概要 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失 (千円)</th></tr><tr><td>大阪府大阪市 北区</td><td>賃貸不動産</td><td>土地、建物</td><td>30,654</td></tr></table> (2) 減損損失を認識するに至った経緯 当資産グループの時価が帳簿価額より著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 その内訳は、建物7,786千円及び土地22,867千円であります。 (3) 資産のグルーピングの方法 賃貸不動産については、個別物件毎にグルーピングしております。 (4) 回収可能価額の算定方法 当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。 ※ 6. 固定資産圧縮損 固定資産の圧縮損は、上記※ 2. の受入による圧縮額であります。	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	大阪府大阪市 北区	賃貸不動産	土地、建物	30,654
場所	用途	種類	減損損失 (千円)						
大阪府大阪市 北区	賃貸不動産	土地、建物	30,654						

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

※1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	1,394,345千円
少数株主に係る包括利益	一千円
計	1,394,345千円

※2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	39,214千円
計	39,214千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,801,378	—	—	23,801,378
合計	23,801,378	—	—	23,801,378
自己株式				
普通株式(注)1, 2	2,093,046	77	4,000	2,089,123
合計	2,093,046	77	4,000	2,089,123

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加77株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,000株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	43,905
合計		—	—	—	—	—	43,905

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	130,249	6	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	130,273	6	平成21年9月30日	平成21年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	130,273	利益剰余金	6	平成22年3月31日	平成22年6月28日

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	23,801,378	—	—	23,801,378
合計	23,801,378	—	—	23,801,378
自己株式				
普通株式（注）	2,089,123	65	—	2,089,188
合計	2,089,123	65	—	2,089,188

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加65株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	22,652
合計		—	—	—	—	—	22,652

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	130,273	6	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月9日 取締役会	普通株式	130,273	6	平成22年9月30日	平成22年12月3日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	130,273	利益剰余金	6	平成23年3月31日	平成23年6月27日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 7,354,611千円 預入期間が3か月を超える △10,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 7,344,611千円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 6,609,866千円 預入期間が3か月を超える △7,000千円 定期預金 現金及び現金同等物 6,602,866千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)							
1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 福祉事業における内装設備及び建物長期賃貸借 契約であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償 却資産の減価償却の方法」に記載のとおりでありま す。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう ち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の不動 産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は 次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額相 当額 (千円)</td><td>減価償却累 計額相当額 (千円)</td><td>期末残高相 当額 (千円)</td></tr><tr><td>建物及び構築物</td><td>323,860</td><td>23,711</td><td>300,149</td></tr></table> (2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内		取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)	建物及び構築物	323,860	23,711	300,149
	取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)					
建物及び構築物	323,860	23,711	300,149					

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産等で運用し、また、資金調達については銀行借入によるとともに、コミットメント・ラインを設定し、金融環境の急変時に備えております。デリバティブについては、基本的にはリスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループは、リスクの低減、予防措置を図るリスク管理委員会の運営等を通じ、金融商品に対して適切なリスク管理を行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各事業部門が取引先ごとの日常管理を行い、回収遅延の懸念債権について、リスク管理委員会等の場で、その残高、与信状況の把握・分析等を行うことによって、与信リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に当社の事業領域である医療・福祉関連企業等の株式であり、時価状況を定期的に把握するとともにリスク管理委員会で審議し、その結果は取締役会に報告されております。

営業債務である未払金は、主に未払給料手当であり、月々の残高は概ね一定の範囲内で推移しております。

法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。)及び事業税の未払額である未払法人税等並びに消費税の未払額である未払消費税等は、そのほぼ全てが2カ月以内に納付期限が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引にかかる運転資金目的の調達であります。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、借入規模の適正化によりリスクを抑制しております。

短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り計画に基づき、流動性預金の残高を一定水準に維持しており、コミットメント・ラインの設定により、流動性リスクの低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品をご参照下さい）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,354,611	7,354,611	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,343,730	6,343,730	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	866,667	866,667	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	28,063 △4,250		
	23,813	23,137	△675
(5) 敷金及び保証金	649,438	615,020	△34,417
資産計	15,238,261	15,203,167	△35,093
(1) 短期借入金	20,000	20,000	—
(2) 未払金	3,993,968	3,993,968	—
(3) 未払法人税等	1,082,347	1,082,347	—
(4) 未払消費税等	764,391	764,391	—
(5) 長期借入金	157,500	158,353	853
(6) リース債務	112,716	113,026	309
負債計	6,130,924	6,132,087	1,163

(※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期貸付金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期借入金の内変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	195,563
出資金	539
合計	196,103

これらについては、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従いまして、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,354,611	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,343,730	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券(*1)	—	—	—	57,525
長期貸付金(*2)	8,115	14,567	1,130	—
敷金及び保証金	—	318,621	330,816	—
合計	13,706,457	333,188	331,947	57,525

(*1) 10年超の返済額57,525千円は、米ドル償還（\$ 625,000.00）のため、平成22年3月31日の期末日レートにて換算しております。

(*2) 長期貸付金のうち、返済予定額が見込めない4,250千円は含めておりません。

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産等で運用し、また、資金調達については銀行借入によるとともに、当座貸越契約極度額を設定し、金融環境の急変時に備えております。デリバティブについては、基本的にリスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループは、リスクの低減、予防措置を図るリスク管理委員会の運営等を通じ、金融商品に対して適切なリスク管理を行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各事業部門が取引先ごとの日常管理を行い、回収遅延の懸念債権について、リスク管理委員会等の場で、その残高、与信状況の把握・分析等を行うことによって、与信リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に当社の事業領域である医療・福祉関連企業等の株式であり、時価状況を定期的に把握するとともにリスク管理委員会で審議し、その結果は取締役会に報告されております。

営業債務である未払金は、主に未払給料手当であり、月々の残高は概ね一定の範囲内で推移しております。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等並びに消費税の未払額である未払消費税等は、そのほぼ全てが2カ月以内に納付期限が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引にかかる運転資金目的の調達であります。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、借入規模の適正化によりリスクを抑制しております。

短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り計画に基づき、流動性預金の残高を一定水準に維持しており、当座貸越契約極度額の設定により、流動性リスクの低減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によってした場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品をご参照下さい）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,609,866	6,609,866	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,004,567	6,004,567	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	769,107	769,107	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	19,278 △3,590		
	15,688	15,269	△418
(5) 敷金及び保証金	569,944	536,040	△33,903
資産計	13,969,173	13,934,851	△34,322
(1) 短期借入金	20,000	20,000	—
(2) 未払金	3,796,834	3,796,834	—
(3) 未払法人税等	272,366	272,366	—
(4) 未払消費税等	342,157	342,157	—
(5) 長期借入金	67,500	67,742	242
負債計	4,498,858	4,499,101	242

（※1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期貸付金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、長期借入金の内変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	82,955

上記については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従いまして、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	6,609,866	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,004,567	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
債券(※1)	—	—	—	51,343
長期貸付金(※2)	8,115	7,052	520	—
敷金及び保証金	—	230,492	339,452	—
合計	12,622,548	237,544	339,973	51,343

(※1) 10年超の償還予定額51,343千円は、米ドル償還（\$ 625,000.00）のため、平成23年3月31日の期末日レートにて換算しております。

(※2) 長期貸付金のうち、返済予定額が見込めない3,590千円は含めておりません。

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	295,303	221,892	73,410
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	295,303	221,892	73,410
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	537,074	597,806	△60,731
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	34,290	50,000	△15,710
	(3) その他	—	—	—
	小計	571,364	647,806	△76,441
合計		866,667	869,698	△3,031

(注) 時価の算定方法については、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	151,812	14,939	27,603
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	217,676	28,031	5,975
(3) その他	14,570	1,236	2,469
合計	384,059	44,207	36,048

当連結会計年度(平成23年3月31日)

1. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	123,894	96,167	27,727
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	123,894	96,167	27,727
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	616,592	723,531	△106,938
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	28,620	50,000	△21,380
	(3) その他	—	—	—
	小計	645,212	773,531	△128,318
合計		769,107	869,698	△100,591

(注) 時価の算定方法については、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式(非上場株式)について12,675千円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のない株式の減損処理にあたっては、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上下落し回復可能性が見込めない場合に減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。

また、業務社員及び専門パート社員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末現在で任意退職した場合の要支給額を全額計上しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	△1,540,108	△1,624,933
(2) 年金資産 (千円)	613,597	768,554
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2) (千円)	△926,511	△856,379
(4) 未認識数理計算上の差異 (千円)	472,892	361,016
(5) 退職給付引当金 (3) + (4) (千円)	△453,618	△495,363

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
退職給付費用 (千円)	355,508	364,268
(1) 勤務費用 (千円)	218,459	222,948
(2) 利息費用 (千円)	24,921	19,129
(3) 期待運用収益 (千円)	△5,115	△6,142
(4) 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	117,242	128,333

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(1) 割引率 (%)	1.4	1.4
(2) 期待運用収益率 (%)	1.0	1.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額、利益計上額及び科目名

販売費及び一般管理費	7,551千円
新株予約権戻入益	1,077千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、監査役及び当社従業員 128名	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 107名	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 108名
株式の種類別のストック・オプション数(注) 1, 2	普通株式 346,000株	普通株式 334,000株	普通株式 344,000株
付与日	平成17年7月21日	平成18年8月18日	平成19年8月17日
権利確定条件	権利付与者が付与日(平成17年7月21日)以降、権利確定日(平成17年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日(平成18年8月18日)以降、権利確定日(平成20年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日(平成19年8月17日)以降、権利確定日(平成21年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く
対象勤務期間	平成17年7月21日から 平成17年7月31日まで	平成18年8月18日から 平成20年7月31日まで	平成19年8月17日から 平成21年7月31日まで
権利行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成20年8月1日から 平成22年7月31日まで	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで

	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 112名
株式の種類別のストック・オプション数(注) 1	普通株式 354,000株
付与日	平成20年8月15日
権利確定条件	権利付与者が付与日(平成20年8月15日)以降、権利確定日(平成22年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く
対象勤務期間	平成20年8月15日から 平成22年7月31日まで
権利行使期間	平成22年8月1日から 平成24年7月31日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末 (注)	—	—	328,000
付与	—	—	—
失効	—	—	2,000
権利確定	—	—	326,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 (注)	294,000	302,000	—
権利確定	—	—	326,000
権利行使	—	—	4,000
失効	294,000	10,000	8,000
未行使残	—	292,000	314,000

	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	352,000
付与	—
失効	10,000
権利確定	—
未確定残	342,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

② 単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	613	552	476
行使時平均株価 (円)	—	—	520
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	149	83

	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	466
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	32

(注) 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額、利益計上額及び科目名

販売費及び一般管理費	1,568千円
新株予約権戻入益	22,821千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年 スtock・オプション	平成19年 スtock・オプション	平成20年 スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 107名	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 108名	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 112名
株式の種類別のスtock・オプション数（注）1，2	普通株式 334,000株	普通株式 344,000株	普通株式 354,000株
付与日	平成18年8月18日	平成19年8月17日	平成20年8月15日
権利確定条件	権利付与者が付与日（平成18年8月18日）以降、権利確定日（平成20年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日（平成19年8月17日）以降、権利確定日（平成21年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日（平成20年8月15日）以降、権利確定日（平成22年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く
対象勤務期間	平成18年8月18日から 平成20年7月31日まで	平成19年8月17日から 平成21年7月31日まで	平成20年8月15日から 平成22年7月31日まで
権利行使期間	平成20年8月1日から 平成22年7月31日まで	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで	平成22年8月1日から 平成24年7月31日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	342,000
付与	—	—	—
失効	—	—	8,000
権利確定	—	—	334,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末 (注)	292,000	314,000	—
権利確定	—	—	334,000
権利行使	—	—	—
失効	292,000	18,000	10,000
未行使残	—	296,000	324,000

(注) 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

② 単価情報

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	552	476	466
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	149	83	32

(注) 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)		当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産（流動）		繰延税金資産（流動）	
未払事業税・事業所税	113,902千円	未払事業税・事業所税	52,225千円
賞与引当金	348,439千円	賞与引当金	329,255千円
未払法定福利費否認額	48,713千円	未払給料手当否認額	47,119千円
その他	2,905千円	未払法定福利費否認額	46,652千円
繰延税金資産（流動）合計	513,961千円	その他	11,233千円
繰延税金資産（固定）		繰延税金資産（流動）合計	
未払役員退職慰労金	122,870千円	繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	184,144千円	未払役員退職慰労金	22,031千円
減価償却費超過額	33,066千円	退職給付引当金	201,196千円
減損損失	81,107千円	減価償却費超過額	73,541千円
投資有価証券	124,420千円	減損損失	93,981千円
賃貸借契約解約損失引当金	49,911千円	投資有価証券	129,554千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	24,867千円	貸倒損失損金算入限度超過額	19,751千円
その他有価証券評価差額金	1,227千円	その他有価証券評価差額金	40,739千円
その他	8,330千円	資産除去債務	19,527千円
繰延税金資産（固定）合計	629,946千円	その他	5,581千円
		繰延税金資産（固定）合計	
		繰延税金負債（固定）	
		資産除去債務に対応する除去費用	△10,907千円
		繰延税金負債（固定）合計	△10,907千円
		繰延税金資産の純額	
		1,081,485千円	
(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳		(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳	
法定実効税率	40.5%	法定実効税率	40.5%
(調整)		(調整)	
住民税均等割等	6.2%	住民税均等割等	8.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%
関係会社株式売却益	6.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
その他	0.0%	その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.2%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

① 結合企業

名称 株式会社アイ・エム・ビー・センター

事業の内容 医療関連受託事業

② 被結合企業

名称 株式会社ユニコーン

事業の内容 医療関連受託事業

(2) 企業結合日

平成23年2月1日

(3) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

株式会社アイ・エム・ビー・センターを存続会社とし、株式会社ユニコーンを消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社アイ・エム・ビー・センターとなっております。

(4) その他取引の概要に関する事項

株式会社アイ・エム・ビー・センターは、平成22年11月29日開催の取締役会において、グループ全体の経営効率化と事業基盤の強化を目的として、同社の完全子会社である株式会社ユニコーンを吸収合併することを決議いたしました。当該決議に基づき同日付で合併契約を締結し、平成23年2月1日に吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社建物の解体時におけるアスベスト除去費用及び支社等の退去時における建物賃貸借契約に基づく原状回復費用等について資産除去債務を計上しております。ただし、退去時における原状回復費用の見積額が敷金・保証金の額を超えない物件については、資産除去債務の負債計上に代えて、当該原状回復費用の見積額のうち当連結会計年度の負担に属する金額を敷金から直接控除し、費用計上する方法によっております。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間は14年～50年と見積り、割引率は使用見込期間に応じて1.8%～2.3%を使用しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	38,694千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10,015千円
時の経過による調整額	958千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△1,451千円</u>
期末残高	<u>48,216千円</u>

(注) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地含む。)等を有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,415,718	△46,711	2,369,007	2,196,072

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、減価償却費による減少額(40,951千円)、及び遊休不動産の売却による減少額(5,760千円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額(指標等を用いたものを含む。)であります。

また、賃貸等不動産に関する平成22年3月期における損益は、次のとおりであります。

賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他(売却損益等) (千円)
150,230	90,816	59,414	△4,260

- (注) 1. 賃貸収益は主に「売上高」に、それに対応する費用(減価償却費、租税公課等)は主に「売上原価」に計上されております。
2. その他は、売却損であり、「特別損失」に計上されております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地含む。)等を有しております。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,369,007	△350,298	2,018,708	1,941,639

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、減価償却費による減少額(40,938千円)、減損損失による減少額(30,654千円)及び賃貸用不動産から事業用不動産への振替による減少額(278,706千円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額(指標等を用いたものを含む。)であります。

また、賃貸等不動産に関する平成23年3月期における損益は、次のとおりであります。

賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他(売却損益等) (千円)
152,339	89,022	63,317	△30,654

- (注) 1. 賃貸収益は主に「売上高」に、それに対応する費用(減価償却費、租税公課等)は主に「売上原価」に計上されております。
2. その他は、減損損失であり、「特別損失」に計上されております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）							
	医療関連 受託事業 (千円)	教育事業 (千円)	福祉事業 (千 円)	その他 事業 (千円)	合計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	50,765,028	2,154,637	5,208,747	247,672	58,376,085	—	58,376,085
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	905	74	—	—	979	(979)	—
計	50,765,934	2,154,711	5,208,747	247,672	58,377,065	(979)	58,376,085
営業費用	48,886,123	1,897,411	4,957,810	186,945	55,928,290	(979)	55,927,311
営業利益	1,879,810	257,300	250,936	60,726	2,448,774	—	2,448,774
II 資産、減価償却費、及び資本的支出							
資産	13,650,844	1,054,712	1,540,929	2,976,479	19,222,966	7,522,930	26,745,896
減価償却費	200,604	19,941	95,924	65,484	381,954	—	381,954
資本的支出	305,500	33,317	48,729	5,046	392,593	—	392,593

(注) 1. 事業区分の方法

事業は役務・商品の市場及び販売方法の類似性により区分しております。

2. 各区分に属する主要な役務及び商品の名称

事業区分		主要品目
医療関連 受託事業	医事業務受託(病院)	受付業務、医事会計業務、診療報酬請求業務、診療情報管理業務、医療統計業務等の受託
	医事業務派遣(病院・診療所・調剤薬局)	上記業務に関する人材の派遣
	医事手数料(診療所)	医科・歯科診療報酬請求業務の代行
	医事コンサルティング	医療機関に対するコンサルティング
教育事業		医療事務・ホームヘルパーに関する教育（通学・通信）、技能認定等の業務
福祉事業		訪問介護、通所介護等の介護事業及び保育事業
その他事業		不動産賃貸業務、損害保険代理店業務、医療関連機器等の販売

3. 消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、8,021,739千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費には長期前払費用にかかる償却額が含まれております。

(追加情報)

調剤薬局事業の売却に伴い、共用資産の配分について見直しを行い、より適正に各セグメントに結び付ける方法に変更した結果、当連結会計年度の各セグメントの資産は、医療関連受託事業1,386,244千円減少、教育事業110,606千円減少、福祉事業130,834千円減少、その他事業1,627,685千円増加となっております。

なお、当該基準による前連結会計年度の各セグメントの資産は、医療関連受託事業14,332,258千円、教育事業1,216,769千円、福祉事業1,704,715千円、その他事業2,581,702千円となっております。この変更に伴うセグメントの損益への影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

海外売上高はないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、社内業績管理単位であるサービス別形態を基礎とし、「医療関連受託事業」、「教育事業」、「福祉事業」を報告セグメントとしております。

「医療関連受託事業」は、受付、会計、診療報酬請求業務等医事業務の受託・人材派遣、医療機関に対するコンサルティング等を行っております。

「教育事業」は、医療事務等の医事関連講座、ホームヘルパー等の福祉関連講座及び診療報酬請求事務技能等の認定業務等を行っております。

「福祉事業」は、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援、福祉用具の貸与・販売、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護等の介護事業及び保育事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	医療関連 受託事業	教育事業	福祉事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	50,765,028	2,154,637	5,208,747	58,128,413	247,672	58,376,085
セグメント間の内部売上高又は振替高	905	74	—	979	—	979
計	50,765,934	2,154,711	5,208,747	58,129,393	247,672	58,377,065
セグメント利益	3,871,328	152,588	245,872	4,269,789	88,787	4,358,576
セグメント資産	10,691,619	1,254,976	2,218,225	14,164,822	2,888,429	17,053,252
その他の項目						
減価償却費（注）2	88,316	28,078	97,024	213,419	64,548	277,968
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）2	76,198	20,755	34,862	131,816	4,464	136,281

（注）1. 「その他」には、報告セグメントに含まれない不動産賃貸業務、損害保険代理店業務等を含んでおります。

2. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用が含まれております。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	医療関連 受託事業	教育事業	福祉事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	49,903,804	2,181,612	5,667,973	57,753,390	238,334	57,991,725
セグメント間の内部売上高又は振替高	755	—	—	755	18	774
計	49,904,559	2,181,612	5,667,973	57,754,145	238,353	57,992,499
セグメント利益	3,840,660	126,735	58,285	4,025,681	117,646	4,143,328
セグメント資産	10,115,728	1,264,069	3,084,027	14,463,824	2,509,471	16,973,296
その他の項目						
減価償却費（注）2	86,437	29,353	129,914	245,706	59,052	304,758
有形固定資産及び無形固定資産の増加額（注）2	38,064	13,270	741,238	792,573	8,722	801,295

（注）1. 「その他」には、報告セグメントに含まれない不動産賃貸業務、損害保険代理店業務等を含んでおります。

2. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用が含まれております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	58,129,393	57,754,145
「その他」の区分の売上高	247,672	238,353
セグメント間取引消去	△979	△774
連結財務諸表の売上高	58,376,085	57,991,725

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,269,789	4,025,681
「その他」の区分の利益	88,787	117,646
全社費用（注）	△1,909,802	△1,810,841
連結財務諸表の営業利益	2,448,774	2,332,486

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	14,164,822	14,463,824
「その他」の区分の資産	2,888,429	2,509,471
セグメント間取引消去	△22,168	△18,170
全社資産（注）	9,714,812	8,574,092
連結財務諸表の資産合計	26,745,896	25,529,217

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない親会社での余資運用資金及び長期投資資金等であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	213,419	245,706	64,548	59,052	103,986	138,154	381,954	442,913
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	131,816	792,573	4,464	8,722	256,312	73,280	392,593	874,576

【関連情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(単位：千円)

	医療関連 受託事業	教育事業	福祉事業	その他（注）	全社・消去	合計
減損損失	—	—	—	30,654	—	30,654

(注)「その他」の金額はすべて不動産賃貸業務に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

平成22年4月1日に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	医療関連 受託事業	教育事業	福祉事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	21,384	—	—	—	—	21,384
当期末残高	32,692	—	—	—	—	32,692

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当する取引はありません。

当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当する取引はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 834.84円 1株当たり当期純利益金額 62.42円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 871.85円 1株当たり当期純利益金額 51.68円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益(千円)	1,355,130	1,122,038
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,355,130	1,122,038
期中平均株式数(株)	21,710,619	21,712,218
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月29日、平成19年6月28日及び平成20年6月27日定時株主総会決議、平成19年7月19日及び平成20年7月22日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 6,050個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成19年6月28日及び平成20年6月27日定時株主総会決議、平成19年7月19日及び平成20年7月22日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 4,390個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	20,000	20,000	1.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	90,000	67,500	1.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	73,310	8,670	7.8	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	67,500	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	39,406	23,486	7.5	平成26年～28年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	290,216	119,657	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	6,588	7,100	6,650	3,147

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	14,647,281	14,797,745	14,415,790	14,130,907
税金等調整前四半期 純利益(千円)	565,469	719,817	457,952	465,315
四半期純利益 (千円)	267,143	388,070	230,312	236,512
1株当たり四半期純 利益金額(円)	12.30	17.87	10.61	10.89

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 訴訟

当社及び当社の受託先の1つである医療機関は、当社受託先医療機関において当社社員が業務中に転落し受傷した事故に関し、当社社員より平成20年5月13日付で大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起され、係争中でありましたが、平成23年1月18日付で裁判上の和解が成立いたしました。

この和解成立により、当社が負担した和解金64百万円を当連結会計年度において訴訟和解金として特別損失に計上しております。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,470,756	5,616,968
受取手形	3,089	1,771
売掛金	5,352,406	4,953,420
原材料及び貯蔵品	86,889	68,800
前払費用	193,259	213,487
繰延税金資産	421,801	399,657
その他	25,582	40,831
貸倒引当金	△11,451	△10,136
流動資産合計	12,542,334	11,284,802
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 3,002,988	※1, ※3 3,206,805
構築物（純額）	※1 22,537	※1 26,574
機械及び装置（純額）	※1 40,977	※1 35,158
車両運搬具（純額）	—	※1 13,766
工具、器具及び備品（純額）	※1 94,699	※1, ※3 129,015
土地	5,369,199	5,555,639
リース資産（純額）	※1 398,278	※1 30,201
建設仮勘定	6,905	274,138
有形固定資産合計	8,935,586	9,271,300
無形固定資産		
電話加入権	20,129	20,129
ソフトウェア	232,200	203,123
リース資産	4,349	903
その他	21,523	3,995
無形固定資産合計	278,202	228,152
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 1,062,770	851,995
関係会社株式	460,149	460,149
長期貸付金	28,063	19,278
長期前払費用	3,657	22
繰延税金資産	601,457	548,887
敷金及び保証金	559,463	485,761
保険積立金	329,053	325,269
その他	91,270	68,289
貸倒引当金	△26,547	△25,527
投資その他の資産合計	3,109,337	2,734,125
固定資産合計	12,323,126	12,233,577
資産合計	24,865,460	23,518,380

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	90,000	67,500
リース債務	73,310	8,670
未払金	3,306,391	3,100,870
未払費用	210,653	208,413
未払法人税等	983,024	190,700
未払消費税等	669,905	239,318
前受金	189,339	161,687
預り金	168,846	157,592
賞与引当金	685,095	639,424
役員賞与引当金	42,460	30,740
流動負債合計	6,419,024	4,804,916
固定負債		
長期借入金	67,500	—
長期未払金	263,952	—
リース債務	39,406	23,486
退職給付引当金	425,047	457,070
賃貸借契約解約損失引当金	123,239	—
資産除去債務	—	48,216
その他	23,952	48,520
固定負債合計	943,097	577,294
負債合計	7,362,122	5,382,211
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,184,413	6,184,413
資本剰余金		
資本準備金	6,260,086	6,260,086
資本剰余金合計	6,260,086	6,260,086
利益剰余金		
利益準備金	170,000	170,000
その他利益剰余金		
別途積立金	4,300,000	4,300,000
繰越利益剰余金	1,657,049	2,369,203
利益剰余金合計	6,127,049	6,839,203
自己株式	△1,110,311	△1,110,335
株主資本合計	17,461,237	18,173,368
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,803	△59,851
評価・換算差額等合計	△1,803	△59,851
新株予約権	43,905	22,652
純資産合計	17,503,338	18,136,169
負債純資産合計	24,865,460	23,518,380

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高		
医療関連受託売上高	41,008,185	39,529,236
教育売上高	1,922,787	1,933,621
福祉売上高	5,208,747	5,667,973
その他売上高	247,672	238,353
売上高合計	48,387,391	47,369,185
売上原価		
医療関連受託売上原価	33,428,499	32,116,945
教育売上原価	813,512	862,457
福祉売上原価	4,386,463	4,973,796
その他売上原価	158,884	120,706
売上原価合計	38,787,359	38,073,906
売上総利益	9,600,032	9,295,278
販売費及び一般管理費	※2 7,515,537	※2 7,352,127
営業利益	2,084,494	1,943,151
営業外収益		
受取利息	5,158	2,802
有価証券利息	2,114	850
受取配当金	※1 103,347	※1 120,402
有価証券売却益	8,158	—
為替差益	21,410	—
受取保険金	—	48,856
その他	41,195	14,508
営業外収益合計	181,385	187,420
営業外費用		
支払利息	13,562	6,334
支払手数料	12,142	17,074
その他	1,963	1,041
営業外費用合計	27,668	24,450
経常利益	2,238,211	2,106,121
特別利益		
関係会社株式売却益	1,148,866	—
貸倒引当金戻入額	6,083	433
賃貸借契約解約損失引当金戻入額	15,555	42,442
補助金収入	—	※3 102,044
新株予約権戻入益	1,077	22,821
保険解約返戻金	—	12,846
償却債権取立益	—	12,631
リース資産譲渡益	—	4,368
特別利益合計	1,171,581	197,587

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
特別損失		
固定資産除却損	※4 124,258	※4 4,665
固定資産売却損	※5 4,260	—
固定資産圧縮損	—	※6 88,187
投資有価証券評価損	—	12,675
特別退職金	—	128,002
損害賠償金	15,219	9,097
訴訟和解金	—	64,000
建物取壊損	39,600	—
保険解約損	41,521	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	95,876
特別損失合計	224,859	402,504
税引前当期純利益	3,184,932	1,901,205
法人税、住民税及び事業税	1,366,361	814,278
法人税等調整額	125,726	114,225
法人税等合計	1,492,087	928,503
当期純利益	1,692,845	972,701

【売上原価明細書】

医療関連受託売上原価

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費					
給料手当・賞与		29,253,824		28,099,592	
賞与引当金繰入額		352,275		309,281	
退職給付費用		211,576		181,786	
その他		3,179,766		3,218,405	
当期人件費		32,997,442	98.7	31,809,065	99.0
II 経費		431,057	1.3	307,880	1.0
当期医療関連受託売上原価		33,428,499	100.0	32,116,945	100.0

(注) 医療関連受託売上原価は、医療関連業務に関連して直接発生した費用であります。

教育売上原価

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費					
講師給料手当・賞与		42,573		37,395	
委託講師支払手数料・交通費		273,745		288,258	
賞与引当金繰入額		105		120	
その他		2,302		2,323	
当期人件費		318,726	39.2	328,097	38.0
II 教材費		156,106	19.2	173,994	20.2
III 経費					
賃借料		220,231		241,939	
その他		118,447		118,425	
当期経費		338,678	41.6	360,365	41.8
当期教育売上原価		813,512	100.0	862,457	100.0

(注) 教育売上原価は、教育事業に関連して直接発生した費用であります。

福祉売上原価

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 人件費					
給料手当・賞与		3,020,033		3,344,006	
賞与引当金繰入額		44,262		45,711	
その他		307,019		382,904	
当期人件費		3,371,314	76.9	3,772,621	75.8
II 経費		1,015,148	23.1	1,201,174	24.2
当期福祉売上原価		4,386,463	100.0	4,973,796	100.0

(注) 福祉売上原価は、福祉事業に関連して直接発生した費用であります。

その他売上原価

		前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価					
当期商品仕入高		456	0.3	—	—
II 人件費					
給料手当・賞与		—	—	—	—
III 経費					
減価償却費		64,548		59,052	
その他		93,879		61,654	
当期経費		158,428	99.7	120,706	100.0
当期その他売上原価		158,884	100.0	120,706	100.0

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,184,413	6,184,413
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,184,413	6,184,413
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	6,260,086	6,260,086
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,260,086	6,260,086
資本剰余金合計		
前期末残高	6,260,086	6,260,086
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,260,086	6,260,086
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	170,000	170,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	170,000	170,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,300,000	4,300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,300,000	4,300,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	224,783	1,657,049
当期変動額		
剰余金の配当	△260,523	△260,546
当期純利益	1,692,845	972,701
自己株式の処分	△55	—
当期変動額合計	1,432,265	712,154
当期末残高	1,657,049	2,369,203

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	4,694,783	6,127,049
当期変動額		
剰余金の配当	△260,523	△260,546
当期純利益	1,692,845	972,701
自己株式の処分	△55	—
当期変動額合計	1,432,265	712,154
当期末残高	6,127,049	6,839,203
自己株式		
前期末残高	△1,112,400	△1,110,311
当期変動額		
自己株式の処分	2,125	—
自己株式の取得	△36	△23
当期変動額合計	2,089	△23
当期末残高	△1,110,311	△1,110,335
株主資本合計		
前期末残高	16,026,882	17,461,237
当期変動額		
剰余金の配当	△260,523	△260,546
当期純利益	1,692,845	972,701
自己株式の処分	2,070	—
自己株式の取得	△36	△23
当期変動額合計	1,434,354	712,131
当期末残高	17,461,237	18,173,368
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△41,017	△1,803
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39,214	△58,048
当期変動額合計	39,214	△58,048
当期末残高	△1,803	△59,851
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△41,017	△1,803
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	39,214	△58,048
当期変動額合計	39,214	△58,048
当期末残高	△1,803	△59,851

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
新株予約権		
前期末残高	37,597	43,905
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,308	△21,253
当期変動額合計	6,308	△21,253
当期末残高	43,905	22,652
純資産合計		
前期末残高	16,023,462	17,503,338
当期変動額		
剰余金の配当	△260,523	△260,546
当期純利益	1,692,845	972,701
自己株式の処分	2,070	—
自己株式の取得	△36	△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	45,522	△79,301
当期変動額合計	1,479,876	632,830
当期末残高	17,503,338	18,136,169

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 工具、器具及び備品 4年～8年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 社内利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の不動産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌事業年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は70,694千円であります。 (5) 賃貸借契約解約損失引当金 採算の悪化した事業に係わる不動産賃貸借契約を解約した場合に備え、当該物件の解約に伴い発生する解約違約金等の見積額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。 ----- -----
6. 収益及び費用の計上基準	(1) 医療関連受託売上 診療報酬請求業務については、その業務が完了した時点で売上を計上しております。医療関連派遣業務については、当期に提供した役務に対応する売上を計上しております。 (2) 教育売上 入学金については入学時に、受講料については受講期間の経過に応じてそれぞれ売上を計上しております。	(1) 医療関連受託売上 同左 (2) 教育売上 同左
7. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ18,270千円、税引前当期純利益は114,146千円減少しております。 (企業結合に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 (国庫補助金等に係る固定資産の圧縮記帳の会計処理の変更) 当社は、認証保育所等の開設を行うに当たり、地方公共団体より開設準備経費補助金等を受けております。これらの補助金等は、従来、全額期間損益とする会計処理を行っていましたが、当事業年度より新たに設置申請し、開設した認証保育所開設準備経費補助金等に相当する金額を固定資産の取得価額から控除する直接減額方式による方法に変更しております。 この変更は、平成22年度より「待機児童解消支援事業」において補助金の新設され、当社もこれを利用した投資が見込まれるためであります。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は3,227千円減少し、固定資産圧縮損は88,187千円増加、売上総利益及び営業利益がそれぞれ3,227千円増加、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ84,959千円減少しております。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(貸借対照表) ----- (損益計算書) 前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示してありました「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前事業年度における「支払手数料」の金額は11,727千円であります。	(貸借対照表) 前事業年度まで区分掲記してありました固定負債の「長期未払金」(当事業年度末の残高21,710千円)は、負債及び純資産の合計額の100分の1以下となったため、固定負債の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。 (損益計算書) 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示してありました「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更いたしました。 なお、前事業年度における「受取保険金」の金額は15,065千円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,078,935千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,175,867千円
※ 2. 担保提供資産 投資有価証券 100,000千円 計 100,000千円 担保付債務はありません。 -----	※ 3. 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。 建物 81,555千円 工具、器具及び備品 6,632千円
4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 3,000,000千円 借入実行残高 ー千円 差引額 3,000,000千円	4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 3,000,000千円 借入実行残高 ー千円 差引額 3,000,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※ 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社よりの受取配当金 88,460千円	※ 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社よりの受取配当金 73,910千円
※ 2. 販売費に属する費用のおおよその割合は8.3%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は91.7%であります。なお主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 3,092,862千円 賞与 471,511千円 法定福利費 480,619千円 賞与引当金繰入額 288,453千円 役員賞与引当金繰入額 42,460千円 生徒募集費 626,489千円 賃借料 525,513千円 減価償却費 171,737千円 -----	※ 2. 販売費に属する費用のおおよその割合は8.4%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は91.6%であります。なお主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 3,081,405千円 賞与 471,971千円 法定福利費 506,975千円 賞与引当金繰入額 284,312千円 役員賞与引当金繰入額 30,740千円 生徒募集費 618,763千円 賃借料 475,716千円 減価償却費 180,402千円
※ 4. 固定資産の除却損は、事務所として所有する自社ビル（台東ビル）の建物及び内装設備の除却、事務所、教室及び社宅の原状復旧費等であります。	※ 3. 補助金の収入は、認証保育所等開設に伴う地方公共団体からの開設準備経費補助金等であります。
※ 5. 固定資産の売却損は土地の売却分であります。 -----	※ 4. 固定資産の除却損は、コピー機及び事務所内装設備の除却等であります。
	※ 6. 固定資産の圧縮損は、上記※ 3. の受入による圧縮額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
普通株式(注) 1, 2	2,093,046	77	4,000	2,089,123
合計	2,093,046	77	4,000	2,089,123

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加77株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,000株は、ストック・オプションの行使による減少であります。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
普通株式(注)	2,089,123	65	—	2,089,188
合計	2,089,123	65	—	2,089,188

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加65株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)							
1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 福祉事業における内装設備及び建物長期賃貸借 契約であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう ち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の不動 産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は 次のとおりであります。 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額相 当額 (千円)</td><td>減価償却累 計額相当額 (千円)</td><td>期末残高相 当額 (千円)</td></tr><tr><td>建物</td><td>323,860</td><td>23,711</td><td>300,149</td></tr></table> (2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内		取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)	建物	323,860	23,711	300,149
	取得価額相 当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高相 当額 (千円)					
建物	323,860	23,711	300,149					

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式460,081千円、関連会社株式68千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式460,081千円、関連会社株式68千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
(1)繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳		(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金	172,144千円	退職給付引当金	185,113千円
未払役員退職慰労金	106,478千円	未払役員退職慰労金	8,792千円
賞与引当金	277,463千円	賞与引当金	258,966千円
未払法定福利費否認額	39,003千円	未払法定福利費否認額	37,225千円
未払事業税・事業所税	104,716千円	未払給料手当否認額	47,119千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	24,867千円	未払事業税・事業所税	45,112千円
減価償却費超過額	32,970千円	貸倒損失損金算入限度超過額	19,751千円
減損損失	81,107千円	減価償却費超過額	69,627千円
投資有価証券	124,420千円	減損損失	81,107千円
賃貸借契約解約損失引当金	49,911千円	投資有価証券	129,554千円
その他有価証券評価差額金	1,227千円	その他有価証券評価差額金	40,739千円
その他	8,947千円	資産除去債務	19,527千円
繰延税金資産合計	1,023,258千円	その他	16,815千円
繰延税金資産の純額		繰延税金資産合計	959,452千円
		繰延税金負債	
		資産除去債務に対応する除去費用	△10,907千円
		繰延税金負債合計	△10,907千円
		繰延税金資産の純額	948,545千円
(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳		(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳	
法定実効税率	40.5%	法定実効税率	40.5%
(調整)		(調整)	
住民税均等割等	5.7%	住民税均等割等	10.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
その他	0.4%	その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.8%

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本社建物の解体時におけるアスベスト除去費用及び支社等の退去時における建物賃貸借契約に基づく原状回復費用等について資産除去債務を計上しております。ただし、退去時における原状回復費用の見積額が敷金・保証金の額を超えない物件については、資産除去債務の負債計上に代えて、当該原状回復費用の見積額のうち当事業年度の負担に属する金額を敷金から直接控除し、費用計上する方法によっております。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間は14年～50年と見積り、割引率は使用見込期間に応じて1.8%～2.3%を使用しております。

ハ. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	38,694千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10,015千円
時の経過による調整額	958千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,451千円
期末残高	48,216千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 804.13円	1株当たり純資産額 834.26円
1株当たり当期純利益金額 77.97円	1株当たり当期純利益金額 44.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益(千円)	1,692,845	972,701
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,692,845	972,701
期中平均株式数(株)	21,710,619	21,712,218
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月29日、平成19年6月28日及び平成20年6月27日定時株主総会決議、平成19年7月19日及び平成20年7月22日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 6,050個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成19年6月28日及び平成20年6月27日定時株主総会決議、平成19年7月19日及び平成20年7月22日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 4,390個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	その他有価証券	久光製薬株式会社	56,700	190,228
		ゼリア新薬工業株式会社	96,000	95,616
		株式会社スズケン	41,700	91,489
		日本ケミファ株式会社	287,000	76,055
		株式会社日本共同システム	8,000	74,088
		日本管財株式会社	44,600	64,134
		テンプホールディングス株式会社	80,000	59,760
		株式会社メディパルホールディングス	56,100	41,289
		東邦ホールディングス株式会社	44,700	40,542
		株式会社ミライト・ホールディングス	48,000	32,304
		その他4銘柄	162,954.27	57,866
計			925,754.27	823,375

【債券】

銘柄			券面総額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	その他有価証券	ダイワSMBC #697 FR	50,000	28,620
計			50,000	28,620

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,400,318	447,500	6,565	4,841,254	1,634,448	240,605	3,206,805
構築物	47,943	7,148	—	55,091	28,517	3,111	26,574
機械及び装置	123,560	—	—	123,560	88,402	5,818	35,158
車両運搬具	—	16,466	—	16,466	2,700	2,700	13,766
工具、器具及び備品	414,551	105,960	42,214	478,297	349,281	67,920	129,015
土地	5,369,199	186,440	—	5,555,639	—	—	5,555,639
リース資産	652,042	33,759	583,082	102,719	72,518	34,580	30,201
建設仮勘定	6,905	271,492	4,259	274,138	—	—	274,138
有形固定資産計	11,014,521	1,068,768	636,121	11,447,168	2,175,867	354,736	9,271,300
無形固定資産							
電話加入権	—	—	—	20,129	—	—	20,129
ソフトウェア	—	—	—	531,122	327,999	65,710	203,123
リース資産	—	—	—	35,957	35,053	3,445	903
その他	—	—	—	7,892	3,896	296	3,995
無形固定資産計	—	—	—	595,101	366,949	69,452	228,152
長期前払費用	3,657	22	3,657	22	—	—	22
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 建物の当期増加額の主なものは、福祉部門リースの買取り311,441千円であります。
2. リース資産の当期減少額の主なものは、医療・福祉部門リースの買取り及び譲渡574,325千円であります。
3. 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、福祉部門の介護複合ビル・有料老人ホーム等の開設費用254,540千円であります。
4. 無形固定資産の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	37,999	4,000	1,901	4,433	35,664
賞与引当金	685,095	639,424	685,095	—	639,424
役員賞与引当金	42,460	30,740	42,460	—	30,740
賃貸借契約解約損失引当金	123,239	—	80,797	42,442	—

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
2. 賃貸借契約解約損失引当金の「当期減少額（その他）」は、合意解除による戻し入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ 現金及び預金

内訳	金額（千円）
現金	28,663
預金	
当座預金	313,061
普通預金	4,273,894
別段預金	50
振替貯金	1,297
定期預金	1,000,000
小計	5,588,304
計	5,616,968

ロ 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社学文社	1,017
東島利夫	753
計	1,771

(ロ) 期日別内訳

期日	金額（千円）
平成23年4月	384
平成23年5月	820
平成23年6月	567
計	1,771

ハ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
東京都国民健康保険団体連合会	150,949
大阪府国民健康保険団体連合会	146,004
埼玉県国民健康保険団体連合会	96,090
千葉県国民健康保険団体連合会	94,638
兵庫県国民健康保険団体連合会	63,150
その他	4,402,588
計	4,953,420

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日) (A) + (D) 2 (B) 365
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
5,352,406	48,497,155	48,896,141	4,953,420	90.8	39

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等は含まれております。

ニ 原材料及び貯蔵品

内訳	金額 (千円)
貯蔵品	
教材	60,067
従業員用制服	8,732
計	68,800

② 負債の部

イ 未払金

相手先	金額 (千円)
給料手当	2,469,286
厚生労働省年金局	174,067
人材派遣健康保険組合	92,638
事業所税	36,078
株式会社ナカノフドー建設	16,703
その他	312,096
計	3,100,870

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

当社及び当社の受託先の1つである医療機関は、当社受託先医療機関において当社社員が業務中に転落し受傷した事故に関し、当社社員より平成20年5月13日付で大阪地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起され、係争中でありましたが、平成23年1月18日付で裁判上の和解が成立いたしました。

この和解成立により、当社が負担した和解金64百万円を当事業年度において訴訟和解金として特別損失に計上しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
取次所 買取手数料	----- 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第42期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第43期第1四半期）（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月13日関東財務局長に提出

（第43期第2四半期）（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出

（第43期第3四半期）（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成22年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合）に基づく臨時報告書であります。

平成23年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 真船 洋一郎 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 古川 雅一 印
業務執行社員

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センター及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本医療事務センターの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社日本医療事務センターが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 真船 洋一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古川 雅一 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センター及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は国庫補助金等に係る固定資産の圧縮記帳の会計処理を変更している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本医療事務センターの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社日本医療事務センターが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 真船 洋一郎 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 古川 雅一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センターの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 真船 洋一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 古川 雅一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にある。当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センターの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。
2. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は国庫補助金等に係る固定資産の圧縮記帳の会計処理を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。